

6 月 1 8 日（第 1 日）

6月18日（火）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	10 番	沖 也 寸志
11 番	沖 元 大 洋	12 番	上 松 英 邦
13 番	吉 野 伸 康	14 番	浜 西 金 満
15 番	山 本 一 也	16 番	酒 永 光 志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明 岳 周作	副市長	土手 三生
教育長	岡田 學	総務部長	奥田 修三
企画部長	畑河内 真	危機管理監	佐野 数博
市民生活部長	江郷 壺行	福祉保健部長	山田 浩之
産業部長	高橋 龍二	土木建築部長	西川 貴則
教育部長	矢野 圭一	消防長	米田 尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城 靖雄
議会事務局次長	長原 範幸
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（酒永光志君） 皆様、おはようございます。

令和６年第２回江田島市議会定例会を開会するに当たり、御多用の中、御参集賜り誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は１６名であります。定足数に達していますので、これより令和６年第２回江田島市議会定例会を開会いたします。

議会が円滑に終始いたしますよう、議会運営、議事進行につきまして、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 諸般の報告

○議長（酒永光志君） 日程第１、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和６年第２回江田島市議会定例会を開会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。また、市民の皆様には早朝より市議会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず初めに、私ごととなりますが、私の体調につきまして、市議会議員の皆様、そして市民の皆様には大変な御心配と御迷惑をおかけしております。この場をお借りし、心よりおわびを申し上げます。

報道にもございましたが、４月下旬に倦怠感が続いていたことから、市内の病院を受診しましたところ、血液の数値が悪いので精密検査を受けるようにとの指示を受けました。このため、先月５月２２日から６月１日までの１１日間にわたり、検査入院をさせていただき、６月３日から公務に復帰させていただいたところでございます。検査結果につきましては、免疫機能が低下する血液の病気であるとの診断で、これから数か月かけて定期的に治療をしていくこととなっております。

市政に関しましては、市民の皆様には御迷惑をおかけすることがないように、土手副市長をはじめ、職員との連携を図りながら、公務と治療を両立させていただきたいと考えております。職員一丸となり、しっかりと市民サービスの提供に努めていく所存でございますので、引き続き御支援を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、６月に入り、今年度は例年より遅い梅雨入りを迎える見込みでございます。近年では、毎年のように全国各地で豪雨災害が発生をし、甚大な被害が報告をされております。特に、梅雨時期は突発的な集中豪雨が発生しやすくなりますので、市民の皆様には

おかれましては、いま一度、地域のハザードマップや避難所を確認するなど、防災意識を高めていただきたいと思います。

本市では、今年度から防災情報システムの再構築事業に着手をし、防災体制の強化を図ってまいります。このシステムの更新により、災害発生のおそれがあるときに、市民の皆様には防災無線のほか、メールや電話、SNSなど様々なツールを使って正確で迅速な情報の提供が可能となります。

他方、災害発生時には、こうしたハード整備のみならず、本市の強みである地域コミュニティの力を生かし、地域住民が助け合い、支え合うことで災害時における対応力を高めることが最も重要であると考えております。

こうした中、今週末6月23日日曜日に、大雨を想定した江田島市内一斉避難訓練を実施いたします。当日は午前10時に警戒レベル3の高齢者等避難、午前10時10分には警戒レベル4の避難指示を発令しますので、ぜひ訓練に御参加いただき、近所に声を掛け合いながら避難所へ避難していただきたいと思います。今後も地域の自主防災組織や自治会、まちづくり協議会など、住民自治組織を支援することで、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

新年度、令和6年度も、はや3か月を過ぎようとしております。今年度は17名の新規採用職員を迎え、それぞれ配属された職場でベテラン職員の指導を受けながら頑張っております。江田島市役所、正規職員347名、会計年度任用職員271名、再任用職員18名、合計636名の職員が一丸となって、市民の皆様には幸せを感じていただけるまちづくりに取り組んでまいります。

この11月には、市制施行20周年を迎え、次なる10年を見据えた市政の推進に、市議会議員の皆様、市民の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会では、国の地方創生臨時交付金による定額減税に伴う給付金支給事業を実施するための一般会計補正予算や葬斎センター火葬炉更新工事に係る請負契約締結など、市民生活に直結する議案をお願いしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

2月定例会以後の市政の主な事柄につきましては、市政報告書のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

ここで、この場をお借りし、新任の部長職を紹介いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。各部局の目標と併せて、自己紹介を簡単に行わせていただきます。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 失礼いたします。4月1日付で福祉保健部長を拝命いたしました、山田でございます。本日、市議会定例会の貴重なお時間にこのような機会をいただき、ありがとうございます。

さて、私が担当いたします福祉保健部は、こどもから高齢者の方まで、それぞれのライフステージに応じた支援をしていく部署でございます。こうしたことから、地方自治法に規定いたします住民の福祉の増進を図ることの重要な役割を担う部署であると考えております。

市福祉保健部ではこのたび、市民の皆様には密接に関係いたします地域福祉計画、障害

者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康江田島21計画、そして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。計画に掲げます取組を着実に推進をし、これら計画に共通する基本理念であります「一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・えたじま」の実現に向け、所属職員とともに力を尽くしてまいりたいと思います。

議員の皆様には、これまでと同様に、いや、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） 失礼いたします。本年4月から消防長を拝命いたしました、米田でございます。皆様の貴重な時間を頂戴し、挨拶の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

消防本部の所管事項は、火災、救急、救助出動など、市民の皆様の生命、身体、財産を守るための災害活動や原因調査、消防施設等の検査や危険物施設等の許認可や検査などの予防業務、防火指導や救急指導など、多岐にわたります。

本市の令和5年の災害発生状況ですが、救急件数が過去最多で1,730件、火災件数が12件、救助件数が9件、その他の出動件数が335件でございました。

消防本部といたしましては、高齢化の進展や環境、生活様式の変化から増大しております救急出動をはじめ、気候変動の影響により激甚化・頻発化しております自然災害への対応、火災・救助出動に対し、万全を期すため日々の訓練や現場活動を通じて職員の能力の向上、組織力の向上に努めてまいります。あわせて、消防本部、消防団の一体となった活動と関係防災機関との連携を強化することで、江田島市民の安全と安心を確保してまいります。

市民の皆様の負託に応え続けられる組織であり続けるために、市民の皆様や議員の皆様の御意見と御協力を賜りながら、政策を推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（明岳周作君） 以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（酒永光志君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

令和6年第1回定例会において議決された議会改革推進特別委員会の委員長に、岡野数正議員、副委員長に浜西金満議員が互選されましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による定期監査及び行政監査の結果について及び地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和6年1月分から令和6年3月分までに係る例月現金出納検査の結果についてがお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

なお、朗読は省略します。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（酒永光志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において2番 寛本 語議員、3番 上本雄一郎議員を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（酒永光志君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの10日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定しました。

日程第4 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式、再質問から質問・答弁は自席で行う一問一答方式となっていますので、よろしくお願いいたします。

また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

8番 岡野数正議員。

○8番（岡野数正君） 皆さん、おはようございます。8番議員、尽誠会の岡野数正でございます。傍聴いただいている皆様、早朝より議会にお運びをいただき、ありがとうございます。また、ネット配信を御覧いただいている皆様にも、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、今年も半年が過ぎようとしています。振り返ってみますと、正月早々、能登半島の大地震から始まり、その後、台湾での大地震、そして最近ではニューギニアの大地震など、地球規模で地震が多発しております。つい先日も、能登半島地方で再び震度5強の地震が発生するなど、まだまだ復興というには程遠い状況の中で、懸命に頑張っておられる地元の方々の御心配や不安には計り知れないものがあると感じております。ここに被災地の皆様の安全と一日も早い復旧・復興を願うものであります。

それでは、通告に従いまして、2項目7点について一般質問をいたします。

まず、1項目めの質問、防災情報システム再構築事業についてです。

私たちの住むこの国は、世界有数の地震国であります。我が町江田島市も、南海トラフ地震や安芸灘地震が発生した場合には、甚大な被害が予測されていることから、地震

への備えは市を挙げて取り組まなければならないと考えます。また、昨今の線状降水帯に見られるゲリラ豪雨などは、全国各地で発生する土砂災害の大きな要因となっています。本市を襲った平成30年7月豪雨災害も記憶に新しいところであります。

このように我が国は、今や災害列島と言っても過言ではありません。市民の命を守るため、市当局と市民とが一体となった取組が必要となっております。

そうした中、本市において令和6年度及び7年度で防災情報システムの再構築事業が実施されることは、安全・安心な生活を望む市民にとって大いに期待するところであり、システムの再構築に当たっては、市民の安全・安心の確保を中心に置き、昨今の災害事象を踏まえた上で現システムの検証を行い、それに基づく改善策を具現化することが重要と考えることから、本防災情報システムの次の点について伺います。

- 1、再構築システムと現システムの関係性はどのようになっているのか。
- 2、現システムの弱点をどのように検証評価したのか。
- 3、その弱点をどのように解消しようとしているのか。
- 4、市民にとって必要な防災無線とはどのようなものと考えているのかの4点でございます。

続いて、2項目めの質問です。

障害者や要介護者等への移動支援についてです。現在の移動支援制度の特徴について調べてみました。大きく分けて二つあると思います。

まず1点目は、介護保険制度によるサービスであります。介護保険制度による移動支援サービスの特徴は、要介護認定の判定を受け、介護度の高い人について、外出時の車両への乗降介助を受けることができます。この場合、外出理由が限定されていること、そして、移動そのものに対するサービスの提供が難しいといったことが問題点として挙げられます。また、外出利用は通院などの必要最低限のものになり、それ以外の理由で外出する際には、介助サービスを利用するのは現状の介護保険制度では困難であると考えられます。

続いて、2点目です。

障害者手帳制度によるサービスであります。障害者手帳制度全体としての移動支援サービスの特徴は、外出の理由等に制限なくサービスを受けることができること。そして、介護人も割引対象となるため、移動先で介助を要する場合でも外出ができることなどが挙げられます。しかし、実際には通常の公共交通機関の利用が困難な場合が多く、サービスの利用が受けられないといったことが問題点として挙げられます。

こうしたことから、各自治体では独自の取組を行っているのが現状ですが、その場合、自治体ごとのサービスの内容に格差が生じていることが懸念されるわけであり、

江田島市も、本年3月、第3次江田島市障害者計画や第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、さらに、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画等が策定されたばかりであります。本計画の趣旨として、様々な障害者福祉施策や介護施策を総合的に推進することで、全ての人にとって暮らしやすい社会づくり、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指すとあります。

そこで、今回は移動支援という問題にフォーカスし、障害者や要介護者等への移動支

援に対する江田島市の現状について伺います。

1、現在の江田島市の取組状況はどうか。

2、周辺市町の取組状況はどうか。

そして3、本市に住み続けるための今後の取組はどのようにの3点でございます。

以上、2項目7点の質問について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から2項目7点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。質問項目が多岐にわたり、答弁が長くなりますので御容赦ください。

初めに、1項目めの防災情報システム再構築事業について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の再構築システムと現システムの関係性はとのお尋ねでございます。

現在、本市が運用をしております防災行政無線は、合併前の旧4町がそれぞれ整備したアナログ形式の防災行政無線を平成22年度から2か年かけてデジタル形式に統合し、整備したものでございます。

既に整備から13年を経過しており、親局、中継局及び屋外子局などの保守対応の終了期限が令和8年度末となっていることから、交換部品等の調達が困難になることが見込まれております。

こうした中、今年度から整備する防災情報システム再構築事業は、防災行政無線の更新はもとより、防災情報システムを強化することで、防災情報の収集・伝達手段を一括管理できるシステムに再構築するものでございます。なお、防災行政無線の更新につきましては、既存のパンザマストと呼ばれますスピーカーを設置する鉄柱など、引き続いて利用可能な施設につきましては、経費削減の観点から有効に活用をしております。

次に、2点目の現システムの弱点をどのように検証評価したのかとのお尋ねでございます。

市民の皆様に防災情報を確実に伝えるためには、防災無線放送のほか、防災情報メール、電話、ファクス、緊急速報メール、SNSなど多様な伝達手段を組み合わせることが重要であります。

しかしながら、現在のシステムにおいては、これらの多様なツールで発信するために、それぞれ個別の担当者を配置して操作する必要があります。このため、平成30年7月豪雨災害では、情報伝達手段によって時差が生じたり、防災行政無線においては雨音で聞きづらい地域もございました。こうした状況を踏まえ、防災情報の発信に際しては、より迅速に伝達の精度を高める必要があると検証をしております。

次に、3点目のその弱点をどのように解消しようとしているのかについてでございます。

このたびの防災情報システム再構築事業は、先ほど答弁させていただきました検証評価を踏まえたものとしております。情報発信の課題につきましては、防災行政無線やメールなど複数ある情報配信ツールを一元管理することで、情報の時差を解消することが

可能となります。

また、防災行政無線につきましても、聞きづらい音を解消する高性能スピーカーの導入により、音を精鋭化、はっきりと強くさせるとともに、遠隔操作で音量設定を変更できるなど、あらゆる環境においても市民の皆様に確実に伝えられるよう、機能を強化してまいります。

次に、4点目の市民にとって必要な防災無線とはどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

本市の防災行政無線は、市民の皆様の生命・財産を守るための緊急情報のみならず、定期的な行政情報を発信していることから、市民の皆様にとって身近な情報収集の方法と認識をしております。このため、このたびの設備更新におきましては、緊急情報はもとより、平素においても適時適切に市民の皆様に音声で情報を伝達できることを大切な原点と捉えて、再構築に取り組んでまいります。

他方、行政情報の発信手段は、防災行政無線のほか、メールやSNSなど、多様化しております。今後、防災無線の強化と併せて、多様な方法による情報取得の普及啓発についても推進をしてまいります。

続きまして、2項目めの障害者や要介護者等への移動支援についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在の江田島市の取組状況はとのお尋ねでございます。

まず、障害者の方に対する移動支援といたしましては、障害福祉サービスの三つのサービスがございます。

1つ目は同行援護でございます。このサービスは、移動困難な視覚に障害のある方が安全に行動・外出できるよう支援をするものでございます。

2つ目は、行動援護でございます。このサービスは知的障害または精神障害により自己判断能力が制限されている方が安全に行動・外出できるよう支援をするものでございます。

3つ目は、地域生活支援事業の移動支援事業でございます。このサービスは、屋外での移動が困難な障害者の方の自立した生活や社会参加を促すため、外出の移動を支援するものでございます。このほか、障害者手帳を所持されている方には、公共交通機関の利用の際にタクシーでは1割、バスや旅客船では5割の割引となっております。

また、介護が必要な要介護者の方に対する移動支援としましては、介護保険サービスにおける医療機関への通院や日常生活上、社会生活上必要な行為のための移動の介助として、訪問介護員による通院等乗降介助の制度がございます。

本市におきましては、平成26年度まで、市内事業者によりこの通院等乗降介助サービスを提供しておりました。しかしながら、サービスに必要な諸手続や長時間にわたる付添いに必要な訪問介護員の確保など、様々な課題が重なり、現在この介助サービスを実施している事業者がございません。今後、要介護者の方が外出するための介助サービス提供体制を確保するため、市としてどのような支援ができるのか検討をしていきたい、このように考えております。

次に、2点目の周辺市町の取組状況はとのお尋ねでございます。

周辺市町におきましては、障害者の方や要介護者の方に対し、本市と同様に障害福祉サービスや介護保険サービスにより移動支援が行われているところでございます。また、これらの公的な福祉サービスのほか、呉市、東広島市、坂町などの周辺市町においては、重度の身体障害がある方、中度以上の知的障害がある方、重度の精神障害がある方を対象に、枚数を限定してタクシー乗車助成券を交付しております。

次に、３点目の本市に住み続けるための今後の取組はとのお尋ねでございます。

障害者の方や要介護者の方に対する移動支援につきましては、住み慣れた地域で日常的な生活や社会参加を支援していく観点から重要であるとともに、大きな課題の一つでもあると認識をしております。

本市では、令和６年３月に障害者福祉の基本となります第３次江田島市障害者計画を策定し、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指すこととしております。この計画では、誰もが暮らしやすいまちづくりの今後の取組課題としまして、障害者の方のニーズに応じた支援が実施できるよう、移動支援の在り方について検討する必要があるとしているところでございます。

また、同じく令和６年３月に高齢者施策を総合的に推進する高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画を策定し、目指す姿を、住み慣れた地域で安心できる暮らしの実現としております。この計画の策定に当たりましては、在宅で生活している要支援者の方や要介護者の方に在宅介護実態調査を実施いたしました。アンケートの結果から、通院や買物等の外出同行や移送サービスに対するニーズが一定程度あったことから、移動支援のための施策を検討するとともに、在宅生活を支えるための仕組みづくりが課題であるとしているところでございます。

本市では、障害者の方や要介護者の方への移動支援につきましては、合併時における１市４制度の解消や合併後の財政状況に鑑み、各種の助成制度を廃止した経緯がございます。今後の支援策につきましては、障害者の方や要介護者の方の声を伺いながら、本市の財政状況を踏まえた持続可能な制度の在り方という考え方の下、慎重に検討をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） ただいま２項目７点の質問について、丁寧な御回答をいただきました。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、１項目めの防災情報システム再構築事業についてでございます。

１点目として、再構築システムと現システムの関係性について御回答いただきました。お答えでは、令和８年度には親局、中継局及び屋外子局などの保守対応が終了することとございました。

そこで、最初の質問です。この保守対応が終わるということは、親局、中継局及び屋外子局などは全て取り替えるということなのか。そして、現在、一般家庭に配布されている４００台の戸別受信機についても新しいものになるのか。その点について伺います。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 保守期限を迎える交換設備についての御質問です。

親局、中継局及び屋外子局の機器設備につきましては、全て取り替えることとしております。また、現在お配りしております戸別受信機につきましても、全て更新させていただきます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。それでは、パンザマスト、いわゆるスピーカーのついている鉄柱は既存のものを活用するとありましたが、そのほかに現システムの活用はありませんか。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 有効活用に関する御質問です。

防災行政無線につきましては、大柿町の陀峯山や江田島町のクマン岳山にあります中継局の柱や工作物など、強度が取れている工作物につきましてはできるだけ再利用することを考えております。また、本市が現在運用しております防災情報メールや雨量計などによる防災情報監視システムなども、防災無線を含む防災システムの再構築により連携利用してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 先日、これは市議会全員協議会において再構築システムの概略図をお示しいただきました。屋外拡声子局につきましては、現在143局あるとのことでございます。それが再構築システムでは127局ということで、16局も削減されております。難聴地区が増えるのではないかと、いささか不安を感じたところであります。

そこで伺います。お示しいただいた概略図には、この長距離スピーカーに変更すると示されておりますが、どのような変更計画があるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 子局数の変更計画についての御質問です。

江田島市は島特有の地形から、音の伝わり方や反響なども考慮した結果、現在は約140局の子局を有しているところでございます。最近の高性能スピーカーにつきましては、直近と遠方ではほぼ変わらない音源で2倍から3倍の距離まで音を届けることが可能となっております。音の反響などの関係から、全ての子局で導入することは難しいのですが、高性能スピーカー設置可能な場所におきましては、聞こえやすい配置とするため子局の削減の必要があります。

また、現在の子局配置の中には、音が届く対象範囲にごく少数の世帯の場所しかないという場所もあります。こうした場所では、子局を整備更新するのではなく、戸別受信機の配布により確実に情報を届けたいと、このように考えております。

子局削減数16局のイメージは持ってはおりますが、具体的な配置、削減数につきましては、現在行われておりますけれども、プロポーザルによる提案としております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 削減数は一応プロポーザルで決定ということでございます。

そこで伺いますけれども、それでは、使われなくなったパンザマストが16本あるというふうに考えますけれども、これは今後どのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 使用しないパンザマストにつきましては、全て撤去いたします。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 全て撤去ということでございましたが、何となくもったいない感じがいたします。まだ十数年しかたっていないパンザマストではないかと思います。一般的に、このパンザマストの耐用年数は30年とされていますので、何か活用できることがあれば再利用を考えられたらと思います。

次に、2点目の質問でございます。

現システムの弱点をどのように検証したのかという質問に対して、様々な伝達手段に対応する担当者がそれぞれ必要なことから、内容伝達に時差が生じることや雨音で聞きづらい地域もあったことなどが挙げられ、防災情報の迅速・確実な精度を高める必要があるとの御回答でございました。

災害時には、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当者の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が外部からの問合せ対応や避難情報の伝達を担うなど、多忙を極めるためにオペレーションの改善は必要だと考えます。こうした点を検証項目として取り上げていることは、一定の評価をしたいと思っています。

一方、平成30年7月に発生した豪雨災害時の例を挙げられましたが、雨音で聞きづらい地域があったとのことでございます。実は、この部分の検証が極めて重要ではないかと考えるわけであります。聞きづらい地域というよりも、当時は豪雨による雨音で屋内では放送を聞き取ることができなかったという地域が多く発生しております。

これは江田島市だけではありません。西日本各地でこうした事案が多く発生したわけであります。豪雨が発生し、雨音が強くなった場合に放送内容が聞き取れないことから、この屋外拡声子局の大きな弱点だということが、この際、立証されたわけであります。

そこで伺います。当局においては、この点をどのように検証されたのかお尋ねします。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 屋外子局の検証についての御質問です。

平成30年7月豪雨災害検証委員会によります検証結果では、防災行政無線により避難情報の伝達はしておりますが、豪雨により放送内容が聞き取りづらかった上、放送回数が多く、どんな情報が提供されているのか分からず不安になったなどの課題が出ておりました。それらを踏まえまして、江田島市防災情報メール、防災情報電話、ファクスへの登録を推進してきたところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。その他の伝達方法を取り入れられたということでございます。

平成30年豪雨以降、全国各地では、屋外と屋内どこにいても伝わる方法を確認するため、災害時の伝達手段の重層化を図る取組が行われるようになってまいりました。この点は、情報を受ける市民にとっては極めて大切なことですから、今回の再構築事業においてもしっかりと御配慮をいただきたいと思います。

続いて、3点目の質問です。

検証によって得られた弱点をどのように解消しようとしているかについてです。お答えでは、複数ある情報伝達手段を一元管理し、いわゆるワンオペですね、ワンオペレーションで一斉配信が可能となるよう取り組むとのことでした。この点については理解できるところであります。一方、聞き取りづらい音の解消は、高性能スピーカーの導入や様々な伝達方法でカバーできると述べられました。

そこで伺います。豪雨による雨音の中で、室内においても放送内容が確認できるのでしょうか。高性能スピーカーの性能とその根拠を併せてお答えください。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 高性能スピーカーについての御質問です。

近年、防災用スピーカーも最新技術によりまして、災害時に防災行政無線が聞こえなかったという課題を解決するために、近くで優しく、遠くではっきりと、そういった聞き方のできるスピーカーの開発がされてきております。複数のスピーカーから同じ音を同時に出すことで、従来のスピーカーに比べ2倍から3倍の距離まで明瞭な音を届けることができる上、設置場所直下での音量を抑え、近隣住民の騒音問題解消もされていると伺っております。

しかしながら、江田島市の地形上、音の反響などから全てに高性能スピーカーが適さないというのも事実となっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 実はそうなんです。本市は島嶼部ということもあり複雑な地形となっておりますし、災害の状況によっては、高性能スピーカーといえども室内では聞こえにくいのではないかと考えます。そうした場合には、その他の情報伝達ツールを活用することになります。

そこで伺います。様々な伝達ツールを活用して伝達方法を確認しなければならないと思いますが、どのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 伝達方法の確立についての御質問です。

防災行政無線だけでは、課題解決のためにここまで整備すれば十分という最終形がありません。そこで、スマートフォンのなどのデジタルデバイスが市民生活にも浸透し始めた現在、防災情報を直接市民に伝えることが可能な時代に変わりつつあります。行政として防災情報を個人に直接届け、確実に伝達できる体制を確立する必要があると考え

ております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。そこで提案ですが、豪雨による雨音の中でも屋内にいて確実に災害情報を受け取る手段として、極めて有効なのが戸別受信機ではないかと思います。様々な手段を講じて、情報伝達が困難な状況に置かれている人たちがいるわけであります。

このような場合の対策として、戸別受信機の配備を増強するとか、あるいは個人負担で整備していただくことに対して補助金を支給するなどして、できるだけ多くの戸別受信機を普及させ、誰一人取り残すことのない情報伝達体制を構築するという取組なども重要と考えますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 戸別受信機普及についての御質問です。

災害時に防災情報を音で伝達することは、極めて重要と考えております。特に、災害危険のある地域にお住まいの方が、家の中で確実に伝達されるよう、議員の御意見も踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） よろしく願いいたします。

それでは、4点目の質問です。

市民にとって必要な防災無線とはという質問に対して、本市の防災無線は、緊急情報のみならず一般の行政放送も行っていることから、市民にとって身近な情報収集の方法と位置づけられているとのことでございます。これは市民にとって日々の生活にも大いに役立っている点だと理解しております。

一方、屋外子局周辺にお住まいの方の中には、近過ぎて1日2度の行政放送が苦痛になっているという声も上がっております。もちろん、防災無線の役割からすると聞こえなくては意味がありませんし、それを追求すべきだと思いますが、防災無線の放送が始まると電話やテレビも聞こえないという状況が毎日続くという現実も理解できる場所でもあります。

そこで伺います。このような矛盾した状況を解消することも、今回の再構築で対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 防災行政無線放送への矛盾解消への御質問です。

平時の放送では音が大きく、うるさい。音が小さくて聞こえない。双方の御意見が寄せられております。放送設備の近くにお住まいの方には、比較的大きな音量となってしまう御迷惑をおかけしております。

先ほども申し上げましたが、スマートフォンなどのデジタルデバイスが市民生活にも浸透し始めた現在では、直接市民に伝えることが可能な時代に変わりつつありますことから、このたびの再構築事業では、一般放送の内容も文字により直接お伝えすることを

検討してまいります。

今後、他の手法に円滑に移行するためにも、最適な防災情報伝達の仕組みを構築していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 分かりました。文字による伝達というのも確かに必要だとは思いますが。

私は、屋外子局の近くにお住まいの方の騒音状況を把握し、解消するために、放送音が一定のレベルを超える場合には何らかの対応策が必要ではないかと考えます。一般的には、７０デシベルを超えるとうるさい、９０デシベルを超えると極めてうるさいと言われています。どこに線を引くかということになりますが、うるさいという状況であるならば、個別具体の何らかの対策が必要と考えます。

防災無線の定時放送がもはや騒音となり、苦しんでおられる市民に対して、ただ「我慢してください。」「協力してください。」と言うのも非常に酷なことではと思います。この点について改善すべきと考えますが、当局の所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 騒音と感じる子局の改善についての御質問です。

新システムでの災害緊急放送は、市内全域で最大音量により放送し、ふだんの行政情報などの放送は、現地で聞こえる音量が５０から６０デシベル程度にしたいと考えております。

再構築における防災行政無線の音量につきましては、「災害時に聞こえない。」と「ふだんの放送がうるさい。」の両面を踏まえて、本事業内で調査検討をしてみたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

今回、防災無線の再構築事業が始まることを知り、こうした問題点が改善されることを期待している市民もいることを心に留めて、事業実施に向けて検討をお願いいたします。

さて、既に御承知かとは思いますが、令和６年３月には総務省消防庁防災情報室から災害情報伝達手段の整備等に関する手引が発出されております。ぜひとも御覧いただいて、防災情報システムの再構築に御活用をいただけたらと思います。

自治体には、地域住民に避難指示等の災害関連情報を伝える責務があり、防災無線等の様々な手段を活用して伝達を行っています。災害関連情報を伝える責務につきましては、災害対策基本法第５６条において、市町村長が災害に関する予報または警報等を住民等に伝達しなければならないこととされており、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第４７条においても、市町村長はサイレン、防災行政無線、その他の手段を活用して住民等に伝達するよう努めることとされております。

これらの責任が果たせ、かつ、これまでの問題点が改善されるような防災情報システ

ムの再構築事業になることを期待し、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの質問に参ります。

障害者や要介護者等への移動支援についてです。

1点目の質問として、現在の江田島市の取組状況についてお答えをいただきました。まず、障害のある方々への移動支援については、全国的に行われている公的な移動支援サービスであると感じたところでございます。また、要介護者に対する移動支援サービスについても同様で、公的なサービスであったように思います。

そこで伺います。障害者の方々に対する移動支援サービスのうち、3つ目の地域生活支援事業ですが、どのようなサービスが行われているのか、具体的取組についてお答えください。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 地域生活支援事業における移動支援サービスの具体的な取組についてのお尋ねでございます。

障害者の方に対する地域生活支援事業とは、障害者の方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性、そして利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものでございます。

この事業の中の一つとして、移動支援サービスを実施しております。具体には、屋外での移動が困難な障害者の方等に対して、訪問介護員により外出のための支援を行うサービスで、社会上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援が必要であると認められる場合にサービスを受けることができるものでございます。市では、市内三つの事業所と事業実施に関する協定を締結し、実施をしております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。続いて、要介護者に対する訪問介護員による通院等乗降介助制度の概要とサービス提供が進まない理由についてお尋ねします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 制度の概要とサービスが進まない理由についてのお尋ねでございます。

まず初めに、訪問介護員による通院等乗降介助制度につきましては、介護保険における訪問介護員が利用者の方の自宅を訪問して行う訪問介護サービスの一つで、平成15年4月から新たにスタートした制度でございます。具体的には、要介護1から要介護5と認定された方の通院等のために、道路運送法に基づく一定の手続の後、訪問介護員が自ら運転する車両への乗車及び降車の介助を行い、あわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先、外出先での受診等の手続、移動等の介助を一連で行うものでございます。

次に、サービスの提供が進まない理由についてでございます。

本市では、平成26年度まで市内事業者によるサービス提供が行われており、事業者がこの事業を廃止した以降、これまでサービスの提供が行われていない状況でございます。理由といたしましては、道路運送法に基づく一定の手続を踏まなければならないこ

とや、サービス提供における訪問介護員の時間的な拘束など、体制が確保しにくいということが理由ではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 高齢化の進む本市にとっては、要介護者の屋外での移動を考えれば、やはり必要なサービスではないかと考えます。今後は、通院等乗降介助制度の具体的な取組が行われるよう調査をし、どうすれば実施可能か、事業者と一緒に検討していくことも必要ではないでしょうか。

次に、2点目の質問です。

周辺市町の移動支援の状況はの質問に対して、公的なサービスについては本市と同様のサービスが行われているとのことでございます。また、独自の取組として、周辺市町では一定程度の障害のある方にはタクシー乗車助成券を交付しているとのことでございました。

私の調べたところでは、広島市においても障害のある方には同様のサービスが行われておりますし、さらに、要支援・要介護者を対象に外出機会の創出を支援するため、タクシーチケットなどの利用券の交付事業も行われております。

一つの例ですが、江田島市内にお住まいの自立歩行が困難な障害のある方が、月に一度、呉市の病院に通院されております。タクシーを利用するため、片道が9,000円程度かかるとのことでした。年金生活の高齢者にとっては、実に厳しいのではないのでしょうか。このような事情によって、本市から転出する高齢者の方もいると聞いております。いわゆる社会減であります。人口減少はこんなところにも原因があるのではと感じたところでございます。

そこで伺います。本市においては、周辺市町のような移動支援サービスはできないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 周辺市町のような移動サービスはできないのかとのお尋ねでございます。

通院等のタクシー利用に負担があるという声は、市でもお聞きをしているところでございます。周辺市町で実施されていますタクシー乗車助成券の交付事業につきましては、本市では合併前の旧江田島町で実施していたものを市に引き継ぎ、合併後には一部地域に拡大をし、実施をしております。

しかしながら、市長答弁にございましたとおり、合併時における1市4制度の解消、そして合併後の財政状況に鑑み、平成18年6月末をもってこの事業を廃止した経緯がございます。

これらの事業実施ということになりますと、多くの財政負担が生じることが予想されます。対象者の方の声や見込まれる財政負担をしっかりと整理するなど、移動支援の在り方について研究をしてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 財政負担が生じることは私も理解しておりますが、周辺市町で実施されていることが、なぜ江田島市ではできないのか。ほかの市町に比べ本市の障害者や要介護者に対する支援が弱いことが残念でなりません。これで住み続けることが可能なまちと言えるのか疑問に思うところであります。どうすれば実施可能か、しっかりと研究していただきたいと思います。

次に、3点目の質問です。

本市に住み続けるための今後の取組について御回答いただきました。移動支援策の重要については認識しており、各種計画の中でも検討の必要があるとのことでございました。確かに、財政状況を踏まえつつの検討になるとは思いますが、高齢化が進む本市にとっては喫緊の課題であると考えます。

先ほどの市長答弁では、本市の合併時、1市4制度の解消や合併後の財政状況に鑑み、各種助成制度を廃止したとありました。それならば、合併して今年で20年目であります。今では1市4制度も解消され、行財政改革などにより財政状況も落ち着いているのではと考えます。いま一度、現状を見詰め直し、移動支援のような必要な助成制度の復活をぜひとも御検討いただきたいと思います。

さて、現在本市は、広島市を中心とした広島広域都市圏や呉市を中心とした広島中央地域連携中枢都市圏との連携協定を交わし、事業を展開しております。こうした連携は地方公共団体単独の取組を近隣の市町が連携して取り組んでいくことで相乗効果を生み出し、人口減少、少子高齢化にあっても活力ある地域経済を維持し、住民が安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指すものであります。

そこで伺います。こうした移動支援の制度を中枢都市圏事業として、圏域内で連携協力することはできないでしょうか。具体的に言えば、タクシー券の利用など、圏域内での利用ができることになれば、障害のある方や要介護者の方々の移動が広域的かつ円滑に行われると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 中枢都市圏事業として圏域内で連携協力できないかとのお尋ねでございます。

圏域内での連携事業で共通タクシー券交付事業を実施する場合のメリットとして、相互利用が可能となるということがございます。例として、呉市への医療機関への受診の場合には、行きは江田島市内のタクシーを利用し、帰りは呉市内のタクシーを利用することで待ち時間の料金加算もなく、双方でタクシー券を利用することができると考えられます。

一方で、連携事業とはいえ、財政負担のことも考慮しなければなりません。連携中枢都市圏制度は、連携中枢都市と締結する連携協約と圏域で構成する市町で策定するビジョンに位置づけられることで、交付税措置による財源メリットを得ることができます。

今後、圏域内での連携事業の検討がなされる機会を捉え、事業の制度設計や財政負担など、メリット・デメリットを十分検証した上で構成市町との協議を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。福祉保健部にあっては、福祉関係事業を展開していくのに必要な各種計画が数多くあります。担当職員は、計画の策定から実施に至るまで多忙な業務に粉骨砕身、頑張っておられることは、私も十分承知しております。

しかし、これらの事業計画が絵に描いた餅に終わることなく、実効性のあるものにすることで、移動困難な障害者の方々や高度な要介護者の方々の社会生活を豊かなものにすることができるわけであります。これは当局の皆さんの力にかかっているわけであります。

引き続き、多様なニーズに応じた障害福祉サービスや介護福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指し、「一人ひとりが自分らしく輝き共に生きる」ことができるまちづくりを粘り強く進めていただくよう切に要望し、本日、2項目7点の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、8番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時09分）

（再開 11時25分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） 6番議員の政友会の古居俊彦でございます。傍聴のために来場されている方、インターネットで御視聴されている方にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い、質問に移りたいと思います。本日は通学路についてお尋ねしたいと思います。

毎朝、こどもたちが元気よく学校へ通う通学路では、事故も発生するなど危険もたくさんあります。その道順は毎年変わってくると思いますが、新学期が始まり、各学校では今年度の通学路は決まったと思います。その扱いと対応について教えてください。

質問については、次の点について伺いたいと思います。

1、通学路の交通安全プログラムについて、どのような調査対応をしているのか。

2、一般的に通学路の維持管理はどのように対応しているのか。

3、学校での通学路の指導はどのように進めているのかということで、以上、3点について、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 古居議員から通学路について、3点の御質問をいただきました。1点目と2点目を私からお答えをさせていただき、3点目を教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の通学路交通安全プログラムにおいて、どのような調査対応をしているのかとのお尋ねでございます。

通学路交通安全プログラムは、平成24年4月に京都府亀山市で発生した登校中の小

学生が交通事故によって死傷した痛ましい事故を教訓に、関係機関が連携をして登下校時における児童生徒の安全を確保するための取組でございます。

本市では、毎年6月と11月の年2回、学校関係者や道路管理者、警察等で構成された通学路交通安全プログラム推進会議を開催し、あらかじめ各学校から提出された通学路の危険箇所の情報を共有し、要望に基づき現地を確認した上で、それぞれ施設管理者が安全対策を講じているところでございます。

また、これらの安全対策に要する施設整備や修繕につきましては、危険度の高いものから優先的に実施をしているところであり、用地買収を伴う歩道整備など、事業規模が大きく、多額の費用が必要な工事については、複数年の継続事業として進めております。なお、これらの安全対策の実施箇所及び進捗状況につきましては、市のホームページに掲載をし、市民の皆様にお知らせをしております。

次に、2点目の一般的に通学路の維持管理はどのように対応しているのかとのお尋ねでございます。

道路の損傷箇所や不具合の早期発見は、事故の未然防止や迅速な対策につながることから、日常のパトロールや定期点検に加えて、地域住民の皆様や交通安全協会等からの情報を基に適切な維持管理に努めているところでございます。このため、通学路の維持管理につきましても、国道を広島県、県道や市道を江田島市、横断歩道や信号機を警察など、道路管理者や交通管理者が相互に情報を共有し、連携を図りながら対応をしております。

昨年度の具体的な対策としましては、通学路周辺の除草、枝切り作業のほか、県道の歩道新設、市道の転落防止施設の整備、県道・市道の横断歩道や停止線の引き直しなどを実施しております。

今後も、道路管理者や警察、学校関係者に加えて、交通安全協会、地域住民の皆様など地域全体で連携を深め、児童生徒の安全・安心な通学路の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 3点目の学校での通学の指導はどのように進めているのかについてお答えをさせていただきます。

学校保健安全法第27条には、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と示されております。このことに基づき、各学校におきましては毎年度、学校の状況や前年度の取組を踏まえ、学校安全計画を策定し、実施しているところでございます。

通学における指導も、学校安全計画に基づき、年間を通じて行っております。特に、新学期の始まる4月におきましては、各学校において通学路の確認や安全点検を行うとともに、学校行事や特別活動の時間において交通安全教室や登下校の安全指導等を実施しております。

例えば、小学校では、交通安全教室として道路の安全な歩き方やバスの乗り方の指導など、交通安全協会や江田島バスの方々の協力をいただきながら行っております。また、入学したばかりの1年生につきましては、最初のうちは教職員が実際に通学路と一緒に歩いて下校し、安全な歩行の仕方等を指導しております。そのほかにも、年間を通じた通学路の安全点検や交通安全指導に取り組んでおります。さらに、地域や保護者の協力をいただき、登下校の街頭指導を行っている学校もございます。

なお、通学路につきましては、学校が中心となり、教育委員会や保護者と連携をしながら警察やボランティアの方々からの情報提供や実際の道路状況等を把握した上で、可能な限り安全な道路を通学路として設定をしております。

児童生徒の通学路は一人一人が異なり、時には放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、塾など、登校時とは別の経路を利用することもございます。そのため、保護者の方々がこどもの状況を把握し、一人一人に応じた安全確保のための指導を行っていただくことも非常に重要なことだと考えております。そのために、保護者啓発も重要となってまいります。

今後も、安全指導を通して、児童生徒に安全に行動する能力を身につけさせるとともに、関係機関や地域、保護者と連携をしながら、児童生徒を取り巻く通学環境の安全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移らせていただきます。

先ほど、市長から通学路交通安全プログラム推進会議で、あらかじめ各学校から提出された通学路の危険箇所について、安全対策を講じているとの答弁がありましたが、安全対策が必要な箇所とは、学校から提出された全ての要望箇所の対策を進めるということなのでしょうか。仮にそうではない場合は、対策箇所の選定はどのようにしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 通学路交通安全プログラムにおける対策箇所につきましては、年度初めに各学校が取りまとめました危険箇所や要望箇所を通学路交通安全プログラム推進会議で審議の上、安全対策が必要な箇所として選定することとしております。その選定に当たりましては、推進会議の委員による現地合同点検、必要性や対策内容の検討を踏まえ、プログラムにおける対策箇所と位置づけております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） これまでの答弁からしますと、通学路交通安全プログラムは、関係者で構成する推進会議によって対策の方向性を決め、それぞれの管理主体が安全対策を進めていくという計画であると理解しましたが、では、このプログラムの計画期間や推進会議の調査内容等について、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 現在の通学路交通安全プログラムは、平成26年度から継続して取組を進めており、各年度単位で進捗状況を取りまとめ、関係者間で共有するとともに、その結果を市のホームページで公表しております。

具体的には、5月に各学校が取りまとめた危険箇所や対策が必要と思われる箇所を要望リストとして教育委員会へ報告し、6月に当該年度1回目の通学路交通安全プログラム推進会議を開催します。この会議では、委員による現地点検や対策の検討等により、対策箇所のほうの選定を行います。その後、それぞれの施設管理者等が順次、対策箇所の整備や修繕を実施いたします。そして、11月に2回目の推進会議を開催し、その時点の実施状況の報告と情報の共有を行うとともに、未完了箇所の取扱いについて検討し、12月頃、これら全ての結果を公表しております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 毎年の取組の進捗状況を振り返り、その結果を公表していると理解しました。

そこで、次は通学路の交通安全プログラムの取組に対する市のホームページの内容についてお伺いしたいと思います。

私もホームページを見ましたが、率直な感想として、点検や対策箇所の一覧の項目に対策済みの箇所ばかりが強調されているように感じました。確かに安全対策を講じてきた実績を強調するのは悪いとは言いませんが、この取組の趣旨は児童生徒の登下校の安全確保であると思います。この公表内容について工夫されているかどうかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 通学路交通安全プログラムの取組につきましては、先ほども申し上げましたように、取組を開始した平成26年度から令和5年度までに安全対策箇所が必要であると判断したものは合計91か所ございます。このうち、対策継続中のものが12か所、そして、対策済みのものが79か所となっております。

ホームページでの公表につきまして、取組内容やその成果を広く市民の皆様に公表することは、安全・安心な通学路の確保に向けた市民の皆様の意識啓発にもつながるとの考えから、これまで対策済みの箇所も公表してきたところでございます。取組内容の公表につきましては、今後とも児童生徒の登下校時の安全確保という取組の趣旨を踏まえ、市民の皆様に分かりやすく効果的な内容となるよう、県や他の市町の事例も参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） この取組に限ったことではありませんが、市のホームページで公表される内容については、ぜひ市民起点で情報発信をしていただけるようお願いしたいと思います。

次に、通学路交通安全プログラムの具体的な対策内容についてお伺いします。

市長答弁の中で、安全対策について用地買収を伴う歩道整備などは、複数年の継続事

業として進めているとありましたが、通学路の安全対策は早期に完了すべきではないかと考えますが、継続扱いとなった事業について完了までの安全対策はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 議員御指摘のとおり、通学路交通安全プログラムの対策箇所のうち、歩道を新設するような対策というものは用地買収を伴うなど、事業規模も大きくなることから単年度で完了できず、完了までに長い期間を要することとなります。このため、その箇所につきまして、路面標示や安全施設の設置など、早期に効果が発現できる暫定的な対応も併せて検討することとしております。

今後とも、児童生徒の安全・安心な通学路の確保に向けて、道路管理者や警察、学校関係者等が連携し、迅速な対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 通学路の安全対策について、着実な取組を継続していただけることを要望したいと思います。

次に、学校での通学路の指導の進め方について質問したいと思います。

教育長の答弁で、通路路に関する指導は毎年度策定する学校安全計画に基づき、実施されているとのことでしたが、各学校における通学路の危険箇所の情報は、実際に通学路を利用する児童生徒やその保護者から、提供されるものであるのではないかと考えております。

そこで、これらの情報をどのようにして収集されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 通学路の危険箇所の情報収集についての御質問です。

学校が児童生徒に対し、通学の際に標識が曲がったり、道にごみ等があって通りにくいところはないか。あるいは、車との距離が近かったり、交差点などで車の確認が難しかったりする場所はないかなど、危険箇所の有無について問いかけ、聴取をしております。また、集団下校の機会などを利用して、教員が通学路の状況を点検するようにもしております。

教員が点検していることもあり、特段、保護者に周知をして聴取は行っておりません。ですが、保護者から学校に危険箇所の情報提供をいただくこともございます。また、地域から学校に対し、危険箇所の情報提供や改善依頼が入ることもございます。その内容を学校が集約し、教育委員会を通して市役所、土木建築部建設課に報告し、合同点検、安全対策を行う流れとなっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 危険箇所の集約と対策の流れについては理解しました。

それでは、バスで通学する児童生徒の通学時の安全指導はどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） バス通学時の安全指導についての御質問です。

児童生徒のバス通学の形態は、スクールバス、路線バスの２種類がございます。小学校においては、年度当初に安全指導を行っております。その内容は、乗り場における待機場所の確認や複数が待機する場合の待機の仕方、バス内でのマナー、乗降時の安全確認、降車時の飛び出しの注意等について指導をしております。教員が実際にバスに同乗するなどして現地に行き、その場で指導するようにしております。

中学校においては、現地での指導は小学生からの交通安全等の指導もあることから、生徒は基本的なことは理解していると判断し、行っておりません。ですが、年度当初に小学校と同様の安全指導は行っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○６番（古居俊彦君） 一人一人に寄り添った丁寧な御指導をされていることについて、よく理解しました。

それでは、バス通学の場合の通学路の取扱いはどうなっているのか。スクールバスと路線バスの場合の扱いについて、違いがあればお伺いしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） バス通学の通学路の扱い等についての御質問です。

スクールバス、路線バスともに、児童生徒が通学に利用している道路に関しては、通学路としております。毎年、広島県公安委員会と合同で通学路交通安全プログラム推進会議を行っております。これまでの会議におきまして、県道江田島大柿線の柿浦地区、柿浦栈橋バス停を利用する児童からの、歩道が狭くバス停までの道が危険という声に対し、江田島バスと連携を行い、令和２年度にバス停の移設をするという対策を行った事例もございます。

また、児童生徒の歩行がなく、バスの通学でしか利用していない国道４８７号御殿山隧道をバスの離合時に待ちが発生したり、安全な離合幅員が確保されていないという理由で、広島県に対しトンネルの改良を求め、会議で採択をされ、対策待ちの案件もございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○６番（古居俊彦君） 通学路といっても、その方法は多岐にわたっていると思います。通学路交通安全プログラムは、市長の答弁にありましたように、平成２４年４月に発生した、登校中の小学生の交通死亡事故を教訓に通学路の安全確保に関する全国的な取組でございます。

こうした取組を継続する中でも、令和元年５月の滋賀県大津市の園児の死亡事故や令和３年６月の千葉県八街市の小学生の死亡事故など、こどもたちを巻き込んだ事故は後を絶ちません。これらの事故の直接的な要因は自動車の運転にあるわけですが、このような痛ましい事故を起こさないようにするためにも、決意の下、省庁で横断的に全国的な取組をしているものでございます。この経緯を踏まえて、学校関係者や道路管理者、

警察等が連携し、児童生徒の安全・安心な通学路の確保に向けた取組の継続を要望していきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、6番 古居議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時00分まで休憩いたします。

（休憩 11時48分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様、こんにちは。4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。傍聴して下さっている皆様、またインターネット配信を御覧いただいている皆様、お時間を取っていただき本当にありがとうございます。また、執行部の皆様におかれましては、日々のきめ細やかな業務、大変お疲れさまです。

もうすぐ、梅雨に入ります。大雨による大災害が発生しやすい時期ですが、しっかりと防災対策を心がけるとともに、引き続き、市民の皆様の声を市政に届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、市民の孤独・孤立対策について質問いたします。

先月、孤独死・孤立死の実態把握のために、警察庁が初めて集計しておりますが、2024年1月から3月に独り暮らしの自宅で亡くなった65歳以上の高齢者が、全国で約1万7,000人確認されたとの報道がありました。独り暮らしの高齢者が増加する中、本市においても非常に深刻な問題です。

そうした中、令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されました。孤独・孤立の状態は、児童生徒などの年少期や子育て世代などを含む成人期、そして高齢期など人生のあらゆる段階において誰にも生じ得るものであり、孤独・孤立は当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものです。孤独・孤立は、当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等に対し、行政と地域とが連携し合い、社会全体で安定的かつ継続的に施策を展開していく必要があります。

そこで、本市の市民の孤独・孤立対策について、次の点について伺います。

- 1、孤独・孤立に関し、世代別の現状の把握状況は。
- 2、それぞれの対応策は。
- 3、今後の孤独・孤立の解消に向けた積極的な取組について。

以上、1項目3点について市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から市民の孤独・孤立対策について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の孤独・孤立に関し、世代別の現状の把握状況はとのお尋ねでございます。

す。

本年、令和6年4月1日から、孤独・孤立対策を推進するための孤独・孤立対策推進法が施行されました。この法律におきましては、日常生活あるいは社会生活において孤独を覚え、または社会から孤立している方に対する支援などに関する取組について、その基本理念、国や自治体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携協力などを定めているものでございます。

一般的には、孤独とはひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、一方、孤立とは社会とのつながりや助けのない、または少ない状態を指すものでございます。

それでは、現状の把握状況について、お答えをさせていただきます。

まず、年少期につきましては、本市の重点施策の一つである子育てしやすい環境づくりの取組として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指すため、子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健分野と児童福祉分野の一体的な支援を通じて、子育て世代の悩みなどの把握に努めております。

次に、成人期につきましては、その孤独・孤立に起因するものとしまして、生活困窮や精神疾患などがございます。市では、生活困窮や精神疾患などによる相談や情報提供がございましたら、担当課の職員や市社会福祉協議会に委託しております、「くらしサポートセンターえたじま」、また、市内二つの法人が共同で運営しております「江田島市障害者相談支援事業所ばすてる」の支援員や相談員により状況把握に努めております。

そして、高齢期につきましては、高齢者の総合窓口であります地域包括支援センターや市内三つの社会福祉法人に委託しております地域包括支援センターの「ランチ」におきまして、御家族や近隣住民の方、民生委員からの相談、情報提供を受けております。地域包括支援センターや地域の身近な総合相談窓口であります「ランチ」では、訪問活動により支援が必要な高齢者の方の状況把握に努めております。

このように、対策を推進するに当たりましては、孤独や孤立の状態にある方を早期に発見・把握をし、必要な支援につながることを重要であると考えております。

次に、2点目のそれぞれの対応策はとのお尋ねでございます。

まず、年少期への対応策でございます。年少期に対する孤独・孤立対策につきましては、妊娠期からおおむね3歳までに継続した面談の機会を確保することにより、子育て世代との顔の見える関係を築き、子育て中の方が困ったり悩んだりしたときに気軽に相談できる体制を整えております。

また、子育て世代包括支援センター内の「にこにこひろば」の開設や「ママパパスクール」をはじめとする各種教室を開催するなど、子育て世代の交流の場の提供にも努めております。これらの対応のほか、支援の必要な家庭につきましては、要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携を図りながら、個別の対応をしております。

次に、成人期への対応策でございます。成人期に対する孤独・孤立対策につきましては、生活困窮に起因する場合には、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や家計改善事業、就労支援事業の展開により、面談の実施や支援プランの作成など、それぞれの状況に応じた支援対応を行っているところでございます。また、精神疾患に起因

する場合には、障害者相談支援事業所の専門員による面談や精神科医の協力・助言をいただきながら、課題解決に向けた対応を行っているところでございます。

次に、高齢期への対応策でございます。高齢期に対する孤独・孤立対策につきましては、見守り活動や居場所づくり、生きがいづくりがでございます。見守り活動では、地域の民生委員が独り暮らしの高齢者の方等を訪問し、生活状況を把握した上で、支援が必要な場合には、必要な機関へつなぐ市や関係機関とのパイプ役を担っていただいております。

また、居場所づくりでは、住民主体の通いの場であります、「いきいき百歳体操」のグループへの活動支援により、社会参加による孤独・孤立への対応を行っているところでございます。さらに、地域社会に貢献する団体でありますシルバー人材センターへの支援を行うことで、高齢者の方の豊かな経験、知識、技術等を生かした生きがいづくりを進めております。

そのほか、地域包括支援センターの「ランチ」との連携による相談支援体制の構築や緊急通報システムの設置による独り暮らし高齢者の方に対する安否確認、健康面での不安や悩み事の相談を受け付けるなどの対応を行っているところでございます。

次に、3点目の今後の孤独・孤立解消に向けた積極的な取組はとのお尋ねでございます。

孤独・孤立につきましては、あらゆる世代の方々がそれぞれのライフステージにおいて生じ得るものと考えております。近年全国的に見ましても、人々が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、高齢の親が独身・無職等のこどもの生活を支える8050問題や、介護と子育てを同時に行うダブルケア問題、本来、大人が担うべき家事や介護をこどもが日常的に行っているヤングケアラー問題など、公的な福祉サービスにつながりにくい社会問題が顕在化しております。

孤独・孤立解消をはじめ、複雑化・複合化しております生活課題の解消に当たりましては、これまでの枠組みを超えた地域共生社会の推進が最も重要であると認識をしております。地域共生社会とは、高齢者の方や障害者の方、子育て家庭、生活困窮者の方など、制度や分野の縦割りの関係をを超えて、地域住民の方や地域の団体など多様な主体が世代や分野を超えてつながることで地域を支えていく社会とされております。

市といたしましては、庁内関係課や関係機関との連携はもとより、地域における支え合い・助け合い意識の醸成、住民の気づきによる早期発見、そして我が事意識による課題解決に向けた取組をより一層推進し、誰一人取り残さない地域づくりを進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） ただいま答弁をいただきました。その内容について再質問いたします。

まず、江田島市における孤独死の状況ですが、これまで江田島市が把握されている孤独死の件数を伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 江田島市における孤独死の状況についてのお尋ねでございます。

内閣府の作業部会では、孤独死の仮の定義を、誰にもみとられることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の対応としております。一定期間の定義は定かではございませんが、この定義に照らし、市が把握しているものとして、令和5年度の1年間、江田島市では4人の方がお亡くなりになっております。これはいずれも高齢期の方でございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 江田島市においても孤独死があるとのこと。少子化が進み、高齢化社会を取り巻く環境も多様化し、増加する高齢者の独り暮らしとそれに伴って発生する孤独死という問題は深刻化しております。そのため、人とのつながりを大切に、適切な支援を受けることが必要であり、その支援を受けるためには正確な状況把握が欠かせません。

孤独・孤立に関する現状把握について、1点目の質問の中で、年少期、成人期、そして高齢期それぞれの状況把握について答弁をいただきましたが、全ての年代において的確に把握できているのか、課題はないのか、伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 的確に把握できているのか、課題はないのかのお尋ねでございます。

まず、年少期におきましては、子育て世代包括支援センターによる切れ目のない支援を通じ、その中で状況把握ができていますものと考えております。また、高齢期では、地域包括支援センターやセンターの「ランチ」による実態把握、民生委員による見守り活動などにより状況把握ができていますものと考えております。

一方で、成人期におきましては、生活困窮や精神障害、またリストラなど様々な要因があり、ひきこもり状態にある方がございます。ひきこもりに関しましては、御本人に困り感がないであるとか、親御さんも家庭がこのような状況であるといった声を出しにくい、声を出さないなど、そのサインを把握することが大変難しい状況にあり、このことが課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 把握状況、そして課題については分かりました。

令和5年に実施した孤独・孤立の実態把握に関する全国調査では、「孤独感がしばしばある」、「常にある」と回答された人の割合は、20歳代から50歳代が高く、高齢者に焦点が当たりがちだった中で、家族や友達がいても様々な理由で誰にも頼れず、若年層が孤独を感じていることがうかがえます。声を上げてもらわなければ分からないという現実はあると思いますが、孤独・孤立の状況にある人が声を上げやすい社会の実現を目指し、適切な対応をする必要があります。

それでは、2点目の孤独・孤立に対する対応策について質問いたします。

まず、年少期への対応策における子育て世代包括支援センターの職員体制や具体的な相談内容について伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 子育て世代支援センターの職員体制や具体的な相談内容についてのお尋ねでございます。

子育て世代包括支援センターにおいては、保健師を4名、母子・父子自立支援員兼子ども家庭支援員を3名、子育て支援員を4名配置をし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないきめ細かな支援に努めております。

保健師は家庭訪問や健診、随時相談、各種教室、申請手続等の母子保健事業を中心に相談を受けております。また、母子・父子自立支援員兼子ども家庭支援員は、虐待対応のほか、18歳未満までの子育て家庭を中心とした子育て相談やひとり親家庭等の相談等を受けております。その他、「にこにこひろば」で子育て支援員による相談も受けております。

さらに江田島市では、今年度から妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援策の充実として、ひろしま版ネウボラの導入に向けた準備を行っているところでございます。妊娠期からおおむね3歳までの間における面談機会を、これまでの5回から7回へと増やし、きめ細かな面談機会を確保しております。

これらの取組により、子育て世帯との顔の見える関係を築き、さらなる相談体制の充実に努めております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 子育て世代包括支援センターの職員体制や具体的な相談内容について、お答えいただきました。

子供を授かるということは奇跡であり、大きな喜びです。しかし、喜びとともに、常に不安を抱えているのではないのでしょうか。不安を抱え、孤独を感じる子育て世代の方が孤立しないよう、いつでも相談できる顔の見える関係づくりの中で、安心して子育てができるよう、今後も継続してほしいと思います。

次に、高齢期への対応策です。

高齢期に対する孤独・孤立対策につきましては、見守り活動や居場所づくり、生きがいづくりをし、地域包括支援センターの「ランチ」との連携をしているとのことでした。そこでの体制や具体的な対応について伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 体制や具体的な対応についてのお尋ねでございます。

初めに、見守り活動につきましては、地域の住民の方に最も身近な民生委員により、世帯の状況を把握する活動や活動の中での相談・援助、ふだんからの声かけなど、よき聞き手として活動をされています。また、包括支援センターや包括支援センターの「ランチ」では、介護予防の把握事業として、要介護認定で要支援の認定を受けていながらサービスを利用していない高齢者の方を対象に、日常生活の状況や健康面の状況などをお聞きし、介護予防事業等への参加を促すなど、閉じ籠もり状態の解消に努めており

ます。

次に、居場所づくりにつきましては、平成27年度から実施しております、「いきいき百歳体操」の通いの場で、令和6年5月31日現在、72のグループ1,023人の方が活動をされています。通いの場に参加されることにより社会とのつながりを持ち、心理的な面や身体的な面の健康が保たれ、このことが孤独・孤立の解消につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 高齢者の抱える問題は多岐にわたり、複雑化しております。今お答えいただいたように、地域と行政が密に連携し、高齢者が孤独・孤立にならず、また、それぞれの生活環境や多様なニーズ、配慮すべき事情等を理解しながら、今後も継続していただきたいと思います。

この見守り活動における民生委員についてですが、以前から成り手不足が大きな問題となっております。民生委員は、安否確認のためや詐欺などの被害防止のために高齢者宅を訪問し、住民の相談に乗って支援機関につながります。見守り対象世帯や独り暮らしの高齢者が増えて地域の課題が複雑化している中で、民生委員の活動内容は多岐にわたり、重要性も高まっており、また、見守り活動だけではなく、研修会や地域の行事への参加もあります。

民生委員が不在の地域では、見守り活動が行き届かず支援の網に漏れが生じる場合があります。もちろん、民生委員はボランティアですが、今後の成り手不足の解消のために、仕事内容の検討や活動費の見直しを検討することはできませんか。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 民生委員の成り手不足の解消のため、仕事の内容の検討や活動費の見直しを検討することはできないかとお尋ねでございます。

お答えに先立ち、初めに、江田島市の民生委員の状況でございます。江田島市の主任児童委員を含みます委員の定数は103人で、現在89人の委員が活動されており、欠員が14人となっております。また、民生委員の年齢につきましては平均年齢69歳で、最年長の委員は78歳、最年少の委員は34歳でございます。

それではまず、仕事の内容の検討についてでございます。民生委員の活動につきましては、民生委員法第14条の規定により、生活状況の把握や相談、助言など五つの職務内容が定められております。そして、その職務を行うに当たり、広島県が民生委員・児童委員の活動の手引を作成しており、この活動手引に沿った活動を委員さんはされております。

とはいえ、活動の仕方を工夫するなど効率的に行うことができれば、民生委員の負担も軽減されることもあると思います。民生委員・児童委員協議会と協議するなど、そこは研究してまいりたいと思います。また、市では、令和5年度から民生委員の活動を補助する民生委員協力員制度を創設いたしました。協力員を確保することで、負担の軽減を図ってまいりたいと思います。

次に、民生委員の活動費の見直しについてでございます。

まず、民生委員には、民生委員法の規定により給与を支給しないこととされており、活動に伴う活動費として活動費を支給しております。市では、令和５年度から民生委員の役割や活動に伴う負担の増加、そして、成り手不足の観点から活動費の引上げをしたところでございます。議員御指摘の活動費の見直しにつきましては、今後の民生委員を取り巻く状況や県内各市町の状況、そして、民生委員の皆様から御意見をお聞きするなど、総合的な視点で研究検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○４番（平本美幸君） ぜひ御検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

見守り活動をする上で、孤独・孤立について心配な点の一つに、交通手段の問題があると市民の方から不安な声をいただきました。現在、自動車を運転していても、将来、免許返納などで運転ができなくなる高齢者の方、体が不自由な方、また運転免許を持っていないこどもたちについても、住んでいる場所によってはバス路線ではない地域や公共交通が利用できない交通不便地域において、外出したくても移動手段がなく、孤独を感じ孤立している。また、今後それが増えていくことが懸念されます。

こうした交通弱者に対し、移動手段をどのように確保し、孤独・孤立の解消につなげていくのか。公共交通の面からできることはないのか、伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 公共交通の面からの手だてについてお答えします。

まず、その方がお住まいの地域が運行エリアであれば、乗合型タクシーのおれんじ号を利用いただくという手段があると思います。おれんじ号のほうは、路線バスと異なっていて、区域運行といって、運行区域内であれば自由なルートを通して運行することができます。このため、車両が入ることが可能な道路であれば、その方のお住まいのところのすぐ近くまで行くことが可能となっております。

では、おれんじ号の運行区域外ですね、そちらの場合はどうかというと、移動したいという方が一定数まとまった人数がおられて、かつ定期的な移動のニーズというのであれば、新たにおれんじ号の運行区域とすることも可能だと思いますし、そのほかにも、市外の他地域では見られるように、住民の皆さんが主体となって乗合運行を走らせるという、そういった制度もございます。

どのような手法を取るにせよ、移動手段の確保には相応の経費が必要となります。江田島市の財政規模で維持が可能で、かつ孤独・孤立を感じる方の移動手段を確保できるよい仕組みがないか、こちらについて引き続き研究してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○４番（平本美幸君） 移動手段の確保ですが、特に高齢者にとって、外出が減ることにより身体機能や認知機能の低下が懸念されることから、孤独・孤立対策と移動手段の確保は一体となって考えるべき大きな課題です。しっかりと研究し、早期に対応策を示していただきたいと思います。

これまで、福祉保健部、企画部の孤独・孤立に対する対応策についてお答えいただきました。私は、児童生徒などの年少期や子育て世代などを含む成人期、そして高齢期などと区分させていただいておりましたが、年少期について、主に子育て世代に対する答弁しかありませんでしたので、次に、学校に通う児童生徒などの孤独・孤立の現状把握と対応策について質問いたします。

まず、学校でこどもたちが孤独や孤立を感じる状況の一つに、不登校が挙げられます。その状況を伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 不登校の件数についての御質問です。

文部科学省による不登校の定義は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者が年度内に30日以上登校しなかった者」と不登校の定義をされております。ただし、この定義の中で、病気や経済的理由、保護者の教育に関する考え方による長期欠席などは、不登校には含まれません。

令和5年度における不登校の人数は、江田島市内小学校17人、中学校21人となっております。不登校の人数に含まれない30日未満の児童生徒につきましては、各学校において把握に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 不登校の児童生徒について、一定数の人数がいることが分かりました。

小学校、中学校は義務教育です。義務教育は、こどもたちに普通授業を受けさせなければならない、またこどもたちが教育を受ける権利を保障しています。中学校では、学校の門から、または校舎に入れない不登校、不登校傾向などの生徒への支援として、スペシャルサポートルームがあります。このスペシャルサポートルームは、学習支援の要素もあり、また学校から孤独・孤立を防ぐ役割もあると思います。本市での設置状況と利用状況、併せて小学校での対応についても伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） スペシャルサポートルームの設置状況、利用状況と、そちら中学校以外の小学校のところの状況についての御質問です。

スペシャルサポートルームの設置数は、江田島中学校、能美中学校、大柿中学校の3校に設置しております。そのうち、今年度、県教育委員会からスペシャルサポートルーム推進校としての指定を受けており、加配教員がついているのは江田島中学校と能美中学校の2校でございます。

利用生徒数は、直近で江田島中学校が4人、能美中学校が7人、大柿中学校が5人でございます。スペシャルサポートルームにおいては、通常の教室で行う教科の内容の学習支援はもちろんですが、利用生徒の好きなことや得意なことに取り組みせたり、スペシャルサポートルームのメンバーと一緒に体を動かす活動やカードゲームを行ったりするなど、利用するこどもたち一人一人の実態に応じて柔軟に対応をしております。

登校を毎日する生徒もいれば、決めた曜日だけ登校する生徒もおります。また、利用する時間帯も一人一人異なっております。学校とのつながりを保ち、家庭と十分に連携して、本人の意思を尊重しながら対応をしております。

市内小学校におきましては、スペシャルサポートルームの設置はございませんが、各小学校とも空き教室を利用して不登校児童への対応をしております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○４番（平本美幸君） スペシャルサポートルームでは、生徒一人一人に応じたきめ細やかな対応をされているということですが、それでは、そのスペシャルサポートルームにも学校にも行けない不登校の児童生徒が、授業を受けられないことによる孤独や孤立を感じさせない学校での取組はありますか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） スペシャルサポートルームへの利用もできない児童生徒への取組に対する御質問です。

学校と家庭をオンラインでつなぐ広島県教育支援センターに、通称ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”と申しますけれども、そちらにつなぐ。定期的に家庭訪問をすることなどの取組を行っております。

学校と家庭をオンラインでつなぐことにつきましては、例えば、教室の授業をいつでも配信できる状態にしておき、家庭からでも授業の様子が分かるようにしております。また、グーグルアプリを使って、公的にオンライン上で教員と児童生徒をつなぐ環境を整えております。ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”につきましては、東広島市にある県の教育支援センターのことでございます。ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”には直接通って学習することもできますし、オンライン上で学習に参加することもできます。学校に登校していない児童生徒でも、計画的な学習プログラムによる教育が行われているなどの一定の要件を満たせば、学校長の判断で出席扱いとすることもできます。

本市では、例えばオンライン上でのＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”の利用については、出席できることを認めております。今年度、ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”の利用は、中学生２人がオンラインで利用をしております。また、公立高等学校への入試におきましては、受験の際の提出書類に本人の出欠席の日数を記載する欄はなく、登校の状況によって入試の結果が不利に働くことがないような形となっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○４番（平本美幸君） 授業を受けられない児童生徒に対し、様々な取組や支援をしていることが分かりました。

しかし、不登校は児童生徒だけの問題ではありません。児童生徒が不登校になると、保護者に自責の念や孤独感が生まれて精神的負担があり、また、支出が増えることにより経済的負担が大きくなるなど、孤独を感じ、孤立してしまうおそれがあります。

そこで、保護者に対する取組について伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 保護者に対する御質問です。

本市では、全ての中学校区にスクールカウンセラーが配置されております。児童生徒だけではなく、保護者もスクールカウンセラーとの面談が可能となっております。各学校は、スクールカウンセラー設置の状況について、学校通信等で周知するとともに、必要に応じて保護者にスクールカウンセラーとの面談について提案を持ちかけることもあります。

また、能美中学校区のみとなりますけれども、昨年度と今年度、スクールソーシャルワーカーが配置されております。保護者がスクールソーシャルワーカーに相談することもできますし、必要に応じてスクールソーシャルワーカーから相談先の情報を提供するなどして関係機関との橋渡しをしております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 不登校の児童生徒、そして保護者に対する取組をお答えいただきました。

学校に登校している児童生徒の中でも、学校生活の中で様々な要因で孤独を感じ、心に痛みを抱えているこどもたちも存在します。学校に登校していても、不登校であっても、心のつながりを感じることができず、結果的に孤独を感じ、孤立につながるおそれがあります。

不登校児童生徒への支援の在り方について、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があると文部科学省のほうであります。そのために、児童生徒が不登校にならず、孤独・孤立を感じないでこどもたち一人一人が生き生きと輝くことができる魅力ある学校づくりを早急に進めていただくよう、強く要望いたします。

最後に、3点目の孤独・孤立の解消に向けた積極的な取組についてです。

市長の答弁では、孤独・孤立解消をはじめ、複雑化・複合化している生活課題の解消に当たっては、これまでの枠組みを超えた地域共生社会の推進が重要であるとのことでした。本市では今後、今よりさらに人口減少や少子高齢化が加速すると予測されており、将来、市民の見守り活動や支援などの体制の維持が危惧されます。孤独・孤立に至っても、支援を求める声を上げやすく、充実した活動を維持するため、本市の将来を見据えた体制の在り方について、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 江田島市の将来を見据えた体制の在り方についてのお尋ねでございます。

地域福祉を推進するに当たりましては、自助・互助・共助・公助という四つの助の考え方がございます。日常生活で起こる問題は、個人による努力、自助で解決をし、個人や家庭で解決できない問題は、隣近所やボランティアなどの協力を得ながら解決する互助、また、介護保険制度や医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保障制度を活用する相互扶助の共助、そして、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉、保健、医療等の公的なサービスなど、行政でなければならないことは行政が中心となっ

て取り組む公助がございました。

孤独・孤立につきましては、その状態にある方が自らの力、自助で解決することは大変難しい問題であると考えております。このため、先ほどお答えをいたしました四つの助の中で、互助・共助・公助により重層的に支援をしていくことが必要であると思っております。

誰もが、ふとしたことで孤立に陥る時代であり、地域や機関との関係性、つながりなどのように築いていくかが一層大切となります。このため、法律でその設置が努力義務となっております孤独・孤立対策地域協議会の設置検討をはじめ、官と民、そして地域がそれぞれの役割や機能を持ち連携をし、一体となって課題解決に向かう地域共生社会の考えの下での体制の維持・在り方など、孤独・孤立の解消に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 孤独・孤立対策に関して、個々の悩みは複雑化・多様化しております。江田島市に住む全ての市民が、住み慣れた地域でこれからも生きがいを持って安心して暮らせるよう、地域の関係者とも連携し、協力し合うことが大切であると考えてます。

様々な制度や分野の縦割りの関係を超え、福祉と教育の連携、福祉と保健医療、雇用や就労、住まいとの連携など、各分野との取組を有機的に連携させて、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進していただき、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会の実現を目指していただきたい。また、職員一人一人も見守りの意識を持ち、日々の業務に当たっていただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、4番 平本議員の一般質問を終わります。

7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 皆さん、こんにちは。7番議員、政友会の長坂実子です。傍聴にお越しの皆様、そしてインターネット配信を御覧の皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、都市計画マスタープランの改定について、1項目の一般質問をさせていただきます。

現在の都市計画マスタープランでは、旧4町の地域ごとに将来構想図を掲げ、保育施設や小学校の再編整備、集会所・公民館機能を集約した交流プラザの建設など、一定の施設整備が進んできた一方で、人口減少に歯止めがかからず、地域の活力が落ちている現実もあります。

本市の経済的指標を見ますと、江田島市内の雇用者所得は、江田島市内での所得が8割、残り2割は市外で得ている所得となっており、また、本市の地域経済循環率は6割程度となっています。こうした指標を見ても、本市は広島市、呉市の経済圏として成り立っており、そして、私たちは広島市、呉市と複数の航路でネットワークされ、また橋でもつながり行き来する中で生活をしているという特徴があります。

このような暮らしの環境ですが、本市から対岸の宇品に移り住んでる人も多くいらっしゃると思います。宇品は、再開発事業で多くの商業施設やマンションなど、居住環境

が整備されています。さらに今、新たな市民公園の計画もあり、更なるマンションの建設も進んでいます。宇品のマンション1棟売りの宣伝を見れば、島嶼部に住む通勤・通学者の居住ニーズがあると宣伝を掲げる事業者もあります。

そして、もう一方の対岸、呉も今、JRの駅や港を一体的に再開発する計画が進んでおり、その計画にある複合型マンションの建設計画には子育て支援機能、商業機能も取り入れており、通勤・通学に便利な駅周辺で若い世代向けの居住環境の整備が進んでいることが見受けられます。そして、江田島市にも呉のマンション販売の新聞折り込みチラシが届いているような状況です。

対岸の宇品や呉でのマンション建設は、江田島市民の需要も見込まれており、江田島市から若い世代が吸い取られるのではないかという危機感があります。

本市は、人口減少、少子高齢化し、特に若い女性が少なく、出生数の減少による人口減が大きな課題です。市民の方からは、人口増を望む声も多いです。江田島市では雪も降らず、温暖で自然豊かな環境に暮らせて、広島、呉へも通勤・通学できるのだから、ベッドタウンとしてPRすべきだという声もあります。

広島や呉を生活圏とする暮らしを維持するためにも、通勤・通学に便利な港周辺にマンション居住区や一戸建て居住戸を整備するなど、官民協働で再開発し、広島市や呉市のベッドタウンとしての居住環境を整え、若い世代を呼び込むことを考えてはどうでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から、江田島市都市計画マスタープランの改定について御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画となります。本市の都市計画マスタープランは平成23年3月に策定し、令和7年度に計画期間の終期を迎えることから、江田島市総合計画基本構想並びに広島県が定めた都市計画区域マスタープランに照らし、今年度から2か年かけて次期マスタープランを策定する予定としております。次期マスタープランの策定においては、第3次江田島市総合計画に掲げる将来像の実現に向け、人口減少や少子高齢化に伴う都市計画を取り巻く状況の変化を踏まえた方針を示してまいります。

御提言の広島市、呉市の経済圏である本市において、港周辺にマンションや一戸建て住宅の居住区を民間事業者とともに整備する施策につきましては、私もそういう思いがあったことから、旧切串中学校やユウハウ紡績工場跡地などの未利用財産の活用策を探る中で、住宅メーカー等の民間事業者からの意見やアイデアを伺わせていただいたことがございます。その中で、民間事業者からは明確な需要が見えない状況で、マンション等の居住施設への投資は困難であるとの意向を確認することができました。

居住区域の整備につきましては、その時々へのニーズに沿った施策を推進すべきであり、マンションの建設を計画する民間事業者がいない状況の中、江田島市としてマンション建設用地確保などの新たな投資については、残念ながら難しいと考えております。

本市としましては、自然に囲まれた住環境の中で、今後、増加するであろう空き家を活用するなど、若者をはじめとするあらゆる世代を呼び込むことを踏まえた居住施策の充実を図り、人口減少の抑制に取り組んでいきたい、このように考えております。

このため、都市計画マスタープランの策定につきましては、今年度は現計画の検証、都市に関する情報収集、調査及び分析を行い、将来の都市の在り方を考える上での課題等を整理することとしております。また、来年度には、今年度、検討整理した結果に基づいて、地理的な特性や人口動態等を踏まえた計画の策定を進めてまいります。

引き続き、市民の皆様とともに、「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」を実現できるような、江田島市らしい都市計画マスタープランの策定を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 順に再質問させていただきます。

ただいまの御答弁ありましたが、ユウハウ紡績工場跡地や旧切串中学校の活用策を検討しているときに住宅メーカーなどの事業者に意見を聞いたけれど、明確な需要が見えない中でマンション等の居住施設の投資は困難との意向だったとのことでした。

住宅の整備だけでなく、交通の利便性向上や子育て環境の整備などと併せて、若い世代が過ごしやすい環境となるよう、居住環境の整備を考えなければいけないのではないのでしょうか。そのような考えで、順に再質問をさせていただきます。

本市では、空き家も相当数あり、今後の人口推移からも空き家の活用の充実ももちろん大切だと思いますが、本市では若い世代は新築の一戸建てやアパートなど新しい住宅を望む人もいます。江田島市内を見渡すと、昔からある家は道も狭く車も入らないようなところも多くありますし、親と同居より別世帯にしたいとしても新築の家を建てるににくいようなところもあります。

市内で以前に区画整理した場所も埋まってきており、また、民間事業者により一戸建てやアパートなど増えている地域もあります。私は新しい居住環境への若い世代のニーズがあると思っています。若い世代が過ごしやすい環境となるよう、市が計画性を持って居住環境を整備していく必要があると思いますが、どうお考えですか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 若い世代を含め、過ごしやすい環境を実現するためには、議員のおっしゃるとおり、交通利便性の向上などの環境づくりは重要であると考えております。そして、これらの環境づくりには、道路や航路の交通ネットワークの充実が不可欠であると考えます。

このため、これまで広島県と連携して道路や港湾施設の整備や維持管理などを進めてきたところであり、引き続き交通環境の向上のために、関係各庁に対する要望や連携等を図ってまいりたいと考えております。

また、居住環境に対する取組としましては、無秩序な市街化の拡大によって環境が悪化することがないよう、各種法令の適切な運用をしていくことで過ごしやすい環境への計画的な誘導を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 市民の方から、区画整理しないのかという声やマンションがあれば住みたいという声もあります。市民、特に若い世代がどのような住宅、居住環境を望むのか、ニーズをぜひとも把握していただき、計画的な居住環境の整備をお願いいたします。

続いての質問です。若い世代の本市への居住ニーズを高めるために、子育てやこどもの視点に立った環境の整備が必要だと思います。もちろんソフト面、ハード面の両方が大切ですが、若い世代が過ごす環境について、いま一度考えていただきたいと思います。

土・日になれば、市内に暮らす子育て世帯や中高生などが市外の公園や商業施設に遊びに出かける話を聞きます。周辺市町では、商業施設や公園など、若い世代向けの整備が進んでいます。本市は、広島市や呉市ほど大きな商業施設もなく、便利さは劣りますが、豊かな自然環境は本市の魅力です。本市の豊かな自然環境を生かし、商業施設ではできない体験ができるなど、こどもや子育て世代が1日過ごせるような公園、娯楽としての環境を整備することが必要だと思いますが、どうお考えですか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 議員のおっしゃるとおり、本市には広島市や呉市ほどの大きな商業施設があるわけではなく、そういった意味では、都市部と比べて利便性に劣る一面もございます。

しかしながら、やはり本市の最大の魅力は豊かな自然であり、こどもたちが自然の中でのびのびと遊べる環境は子育て世代にとって大きな魅力であると認識しております。本市の公園につきましては、限られた財源の中でこどもが遊べる公園機能を維持するため、昨年度から地域の身近な地区公園を集約するというのを優先した取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） こどもが遊べる公園機能を維持するために、地区公園の整備をしている状況は分かります。公園等の管理活用計画の基本方針には、基幹公園の整備を掲げています。そこには、ニーズの変化に対応した新たな魅力を創出し、広域的な交流を活性化させる公園を目指し、大型遊具や人工芝グラウンドなど、新たな魅力も付加しながら基幹公園の個性を生かした施設のリニューアルを行うとあります。

若い世代のニーズを捉えた基幹公園の整備に、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、どうお考えですか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 公園は、市民の皆様にとって憩いや健康づくりの場として大切な公共施設であり、また、子育て世代や若者など多くの方に利用される施設でございます。このため、公園等管理活用計画を策定し、公園等の現状や市民ニーズ、今後の需要見通しを把握しつつ、公園の集約、機能拡充、効率的な管理の在り方などを検討した上で、総合的な管理活用に取り組んでいるところでございます。この取組にお

きまして、基幹公園は交流を活性化させる公園としての整備を基本的な方針とし、個性ある公園施設の整備に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、基幹公園の整備には多額の費用が見込まれます。将来にわたって持続的に公園の維持管理を行うためにも、まずは地域の身近な公園である地区公園の集約化から進めることとしております。このため、基幹公園の整備につきましては、先行して進めている地区公園の集約化によるコストの縮減状況を踏まえつつ、子育て世代を含む市民の皆様から幅広い意見を伺いながら、将来を見据えた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 基幹公園の整備は多額の費用がかかると思いますが、市の計画もあります。市内の子供や子育て世代が市外に遊びに出かけなくても、江田島市内で遊べる環境にすることは、若い世代が暮らしていくために重要なことだと思います。ぜひとも市民の皆様、特に若い世代から意見を募って具体性を持って取り組んでいただくをお願いします。

続いての質問です。

江田島市民にとって船は生活圏である広島市、呉市を行き来するのに使い、特に通勤・通学に日常的に使う公共交通ですが、市外の方々には船が安定した公共交通だということがまだ理解されていないように思います。市外にお住まいの方とお話ししていても、島は海の向こうの遠いところで船に乗るのは大変そうという偏見を持つ人が多いと思います。

宇品まで30分、呉まで20分ですし、JR呉線と比べても天候の影響をあまり受けず、船は止まることも少なく、ゆったりと座って通勤・通学ができる魅力的な公共交通だと思っています。市としましても、市外の方に船での快適な通勤・通学のPRも重要だと思いますが、どうお考えですか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 江田島市は、広島市、呉市とは航路で数十分の距離で結ばれており、都市圏への移動がしやすい島ということで、このことは市外居住者や移住希望者への大きなセールスポイントであると考えております。

こちら移動手段は船と限ったものではないんですけど、令和2年度の国勢調査によれば、江田島市から市外への通勤・通学者が約2,500名、逆に市外から江田島市への通勤・通学者が約1,600名と、多数の方が実際に通勤・通学で往来されております。このため、例えば移住促進や企業誘致など、市外の方の誘引を図る際は、市外とのアクセスについてもPRを行っておるところであり、議員のおっしゃるとおり、このことについてしっかりと周知に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） ぜひともPRをよろしくお願いいたします。

総合計画策定のためのアンケート調査の結果によりますと、公共交通への不満が最も多く、若い世代の不満は6割以上と非常に高いです。公共交通の利便性を上げることが

多くの市民から望まれていると思います。

中町／高田／宇品航路で言えば、近年、船の便数も減少し、通勤・通学者から日常生活に支障があるから何とか便数を増やしてほしい、改善してほしいという声もあります。地域の実情に合うよう、船やバスのネットワークを改善していただきたいと思いますが、どう考えていますか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 交通ネットワークについてでございます。

江田島市全域は、御承知のとおりY字型の地形をしておるため、市内全域で見たときに航路の栈橋が複数必要となっております。市内全域に点在する複数の栈橋を今度、陸上交通でつなぐ必要があるため、陸上交通のネットワークも複雑なものとならざるを得ないという事情はございます。

また、本市の人口減少や燃料費の高騰、あと人件費の上昇などにより、公共交通を維持するための環境というのは年々厳しさを増していております。ただ、こうした中ではありますが、市としては移動手段の確保というのは地域の暮らしに必要なものであるという考えの下、本市の財政規模から見ても大きな額である1億円程度の額を運行経費として毎年投じた上で、現在の公共交通網を維持しております。

限られた財源の中で利便性の改善を図り、需要を喚起すべく、令和4年12月には路線バス網の大幅なダイヤ改正を行い、航路の接続率の向上というのにも図っております。こうした工夫を講じつつ、将来にわたって維持ができ、かつ地域の生活を支えることができる公共交通網の構築に引き続き尽力してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 長坂議員。

○7番（長坂実子君） 公共交通の維持は厳しい状況にあることは分かりますが、公共交通への不満が多いということは、それだけ公共交通が市民の生活に密着しているあかしだと思います。例えば、船を今の便数で利便性を改善できないのなら、もっとお金を投じて船の便を増やすことも考えていただきたいと思います。

最後になります。本市の人口は今約2万人です。これ以上減少すると、人口で支えられている商業地の衰退、公共交通の維持が困難になるなど懸念されます。対岸の宇品や呉の再開発の状況を見ても、若い世代の人口流出に拍車がかかるのではないかと思います。

「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」の実現のためにも、若い世代の定着への取組に力を入れる必要があると思います。今年度は都市計画マスタープラン策定に向け、都市計画に関する情報収集、調査分析などをされるのですが、市民、特に若い世代が望む住宅や公園、娯楽などの居住環境についてのニーズ調査もお願いします。

そして、機会を逃すことなく、若い世代に向けた居住環境の整備に取り組まれますよう要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、7番 長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時25分まで休憩いたします。

(休憩 14時07分)

(再開 14時25分)

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） 皆様、こんにちは。1番議員、尽誠会の宮下成美です。傍聴にお越しの皆様、インターネット配信で御覧いただいている皆様、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、1項目3点の質問をさせていただきます。

市内小中学校における今後の学校規模適正化や配置などについてです。

平成21年に、江田島市立小中学校の統合についての第2次答申が提出され、答申の中で対象となった各小中学校の統合が進められてきました。児童生徒数も平成21年当時に比べ大幅に減少しており、最新の人口統計を見ても、今後更に減少していくことは明らかであります。一方で、保護者の方からは、学校生活における人間関係の固定化や部活動や学びの幅が制限されることを心配することを直接耳にしたところであります。

そこで、今後、一層の教育環境の整備が必要となると考えられることから、次の点について伺います。

1、今後さらに児童生徒数が減少していくと、学校運営にどのような影響が出てくると考えられるか。

2、一方で小規模校を望む声もあるが、メリット・デメリットは。

3、次の10年後を見据えた学校規模及び配置について、検討を行う必要があると考えるかどうか。

以上、1項目3点について、教育長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 宮下議員から、市内小中学校における今後の学校規模適正化や配置等について、3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後さらに児童生徒数が減少していくと、学校運営にどのような影響が出てくると考えられるかについてでございます。

児童生徒数が減少すると、学級数が少なくなることによる学校運営上の課題と、教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題の大きく分けて二つが生じる可能性がございます。

学級数が少なくなることによる学校運営上の課題としては、次のようなことが挙げられます。

クラス替えが全部または一部の学年でできない。

クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。

加配の教員なしでは、習熟度別指導など、クラスの枠を超えた多様な指導形態が取りにくい。

これらの点が課題として挙げられます。

さらに、学級当たりの児童生徒数が減少していけば、男女比の偏りが生じやすくなる。体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。

班編成やグループ分けに制約が生じる。

多様な他者との協働的な学び、対話的な学びの実現が難しくなる。

教員と児童生徒の心理的な距離が近くなり過ぎ、児童生徒の教員への依存心が強まる可能性があるといった課題も生じます。

このことは、学級当たりの児童生徒数が減少すればするほど、一層顕著化することが懸念されるものでございます。

また、複式学級となった場合には、教員が2学年分の教科内容を指導することとなり、経験年数と力量のある教員の配置が必要となり、初任者や若手教員を配置しづらい、そういう状況となり、人事的な制約が生じるという課題もございます。

続いて、教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題について、御説明をいたします。

教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題としては、次のようなことが挙げられます。

経験年数、専門性、男女比等、バランスの取れた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。

教員個人の力量への依存が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより学校経営が不安定になったりする可能性がある。

教職員1人当たりの公務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間等が十分確保できない。

教員同士が磨き合う環境をつくりにくく、指導技術の相互伝達がなされにくくなる。

中学校では教科担任制のため、教員が事故や病気等で休んだ場合、学校からその教科を指導できる教員がいなくなり、教科指導に支障を来す。

これらの点が課題として挙げられます。

次に、2点目の一方で小規模校を望む声もあるが、メリット・デメリットはについてでございます。

最初に、小規模校の定義について御説明をさせていただきます。法令上、学校規模の標準は、小学校、中学校ともに、通常学級が12学級以上、18学級以下とされております。これは小学校で言えば、各学年2学級から3学級ずつ、中学校では、各学年4学級から6学級の規模ということになります。このことに当てはめれば、江田島市内の小中学校は全て小規模校ということになります。

そのため、この場では少人数学級、具体的には十数名程度の学級を有する学校のメリット・デメリットについて、御説明をさせていただきます。

メリットといたしましては、次のような点が挙げられます。

一人一人の学習状況や学習内容を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導を行いやすい。意見や感想を発表できる機会が多くなる。

様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。

運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える。

異年齢の学習活動を組みやすい。

体験的な学習や校外活動を機動的に行うことができるなどございます。

ただし、これらのメリットも、極端な少人数学級となった場合は当てはまらない場合もあるということについては、お知りおきをいただきたいと思います。

なお、少人数によるデメリットにつきましては、先ほど説明をさせていただいた学級当たりの児童生徒数の減少によって生じる課題と同様でございますので、ここでは省略をさせていただきます。

最後に、3点目の、次の10年後を見据えた学校規模及び配置について検討を行う必要があると考えるかどうかでございます。

学校規模や配置についての検討は、様々な要素が絡む課題ではございますが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うものであると考えております。小学校、中学校といった義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家、社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的でございます。

このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、励まし合い、競い合うことなどを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要となります。そのためには、ある一定規模の児童生徒数の学級規模であることが望ましいと考えております。

一方で、学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域交流の場等、様々な機能を併せ持っていることも確かでございます。

次の10年後、江田島市のこどもたちの人口は、地域差はあるものの確実に減少することが予測されております。そのような状況で、江田島市の学校の規模、そして配置の在り方はどうあるべきかといった検討は避けて通れないことであると認識をしております。改めて、これまでの取組の成果と課題、そして今後の見通しを踏まえ、有識者や市民の皆様と共に様々な観点からしっかりと議論を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 1項目3点について、丁寧な御回答をありがとうございます。それでは、順に再質問に移らせていただきます。

まず、1点目の再質問です。

学級数が少なくなることによって生まれる課題と、それに伴って教員数が減少、教員の配置が難しくなり減少して生まれる学校運営上の課題を大きく二つ挙げていただきました。

それでは、現在市内の小中学校で人事的な制約が生じ、学校運営に課題が生まれている学校はあるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 現在、市内の学校で人事的な制約が生じ、学校運営に課

題が生まれている学校はあるかという御質問です。

市内小中学校において、令和6年4月1日時点で必要な教員を配置することができなかったという状況はございませんでした。しかし、小学校では複式学級を抱える学校において、教員が2学年分の教科内容を指導することになるにもかかわらず、経験年数が浅い教員を配置せざるを得ない状況となっております。

中学校では、一部教科を非常勤講師が複数兼務で授業に対応しているところもございます。授業を受ける児童生徒に影響が出ないよう、今後も教員の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 必要な教員を配置することができなかったところは、現時点ではなかったということですが、教員などの不足の問題で複式学級を経験年数の浅い教員の方が現在担任されている。中学校では、非常勤講師が複数兼務されているということです。

教員の働き方改革が言われる中で、教員自体の不足という問題も生まれてきています。退職された後の教員の方が、江田島市内の小中学校で多く活躍されていると耳にしており、今後、学校規模を適正化していく中で、教員の無理のない配置を目指していくことは重要であると思いますし、今後も教員の確保のほうをよろしくお願いします。

教員の確保についてはこの辺というところなんですけれども、では、次の質問です。

保護者の方からは、人間関係の固定化や部活動や学びの選択肢が限られることに対する不安の声も聞かれます。現在、市内小中学校では、学校生活や部活動でどのような課題が生まれているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 今現在、市内小中学校で学校生活や部活動でどのような課題が生じているかという御質問でございます。

今現在、学年に1クラスの学校がほとんどでございます。学校生活の面では、人間関係の固定化による影響を教職員は大変気を配っておられます。部活動におきましては、各中学校で顕著なことなんですけれども、集団競技の部活動に制約が生じております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 特に、思春期を迎える中学生の多感な時期に、多様な人間関係の中で社会性を育んでいかなければならない時期の人間関係の固定化、こども園から中学校卒業までクラス替えもなく、人間関係がそのまま持ち上がっていくことに対する不安といいますか、心配を抱えている保護者の方もおられます。

この状況は非常に大きな課題であると私は認識していきまして、いじめなどが発生した際にも、非常にクラス替えも難しく、なかなか対応が難しくなっていくことも考えられます。現在、学年1クラスの学校がほとんどですので、しっかりと気を配って対応をしていただきたいと思います。

2点目の小規模校についてのメリット・デメリットについてですが、定義上、市内の

小中学校は全て小規模校となることについて、私も同じ認識をしておるところです。一方で、ごく少人数で特色のある教育や個別対応や目の行き届くごく少人数の学校を望まれる声もあります。今後、学校の在り方について多様な声に耳を傾けていく必要があると考えています。

続いて、3点目の次の10年後を見据えた学校規模についての検討はの再質問へ移らせていただきます。

答弁の中で、今後、学校規模の検討について避けては通れないという認識をお持ちであったと思います。そこで、小学校及び中学校を統合する上で留意すべき点は何があるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 統合する上で留意する点はこの御質問でございます。

何点かありますけれども、通学に関して留意しなければならないものと考えております。通学は児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

国の基準としては、道路整備状況や気象条件等によって一概には言えないものの、通学距離については、徒歩や自転車の場合、小学校で4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内がおおよその目安と言われております。スクールバスや路線バスなどの交通機関を利用した場合は、おおむね1時間以内が妥当であると言われております。

いずれにしても、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況など、全体的に勘案して総合的な教育条件の向上に資する形で検討してまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 通学に関して留意しなければならないということで、小学校ですと、1年生の子の体力を考えると、実際そうなんだろうなと思います。

江田島の特性上、大きな島に集落が点在しています。御存じのとおり点在しているので、通学距離、登下校の方法について、本当に留意しなければならないと思います。保護者の方も、特にそういう話になったときには気にされる部分ですので、今後、検討される際にはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、江田島市の児童生徒数や、ここまで挙げられた島の形状などの特性を踏まえた上で、学校運営上適正な規模というのはどれぐらいのものが望ましいとお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 学校運営上適正な規模はどのくらいが望ましいかという御質問です。

適正規模に関しましては、教育的観点のみならず、地域の様々な諸事情を総合的に考慮して検討しなければならない大変デリケートな問題でございます。国の法令上の学校規模にとらわれず、今後、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） なかなか答え方が難しい部分であったと思いますが、冒頭でも述べましたように、これまでの学校統合に関しては、平成21年の第2次答申を基に学校統合が進められてきたところです。それ以降も児童生徒数は減り続けているところですが、第2次答申以降、学校規模について公に検討されてきたのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 第2次答申以降、学校規模について検討されてきたかという御質問でございます。

平成21年に出されました第2次答申は、10年後を見通し、こどもにとってよりよい教育環境と高い教育力を確保することができる適正配置を基本とし、小中学校の統合について委員会に出された意見の集約と整理を図りつつ取りまとめたものでございます。

委員は、各地区の保護者代表、学校代表、自治会代表、教育委員、行政関係、学識経験者と幅広いメンバーで構成され、その協議の過程では対象校の保護者から意見を聴取するなどしながら、全市的な視野に立って総合的に意見をまとめております。

そのため、これまで教育委員会としては、第2次答申を尊重し、そのことを達成させることを第一義として保護者や地域の御理解をいただけるよう説明し、統合を進めてまいりました。そのため、第2次答申以降、学校規模について内部等で検討することはあっても、正式な形で検討の場を設けたことはございません。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 平成21年の答申以降、正式な場で検討はされていないということです。答申自体も様々な関係者が加わって出されたものではあります。このたびの三高中学校の統合問題では、答申ありきで進められてきたといった不満の声も聞かれました。

今後、避けては通れないこの議論をする上で、これは大きな反省する部分だなと思います。それについて、どのように受け止めているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 三高中学校統合問題をどのように受け止めているかとの御質問です。

答申は、各地区の保護者代表、学校代表、自治会代表、教育委員、行政関係、学識経験者と幅広いメンバーで構成されていると、先ほど私申しましたが、その協議の過程では、対象校の保護者から意見を聴取するなどしながら、全市的な視野に立って総合的に意見をまとめたものです。

そのため、我々、教育委員会としましては、第2次答申を尊重し、できるだけ早く保護者や地域の御理解をいただけるよう説明に努めてまいりましたが、結果として、代表の方々から統合の同意をいただくことができなかったのは大変残念に思っております。我々の地域や保護者の方々へのアプローチの仕方に課題があったものと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 地域にとって大きな問題でありますし、それは三高だけでな

く、これからもし議論が行われる場合でもデリケートな問題です。しっかりと課題やこれまでのことの反省点をしっかり洗い出していただいて、今後の対応をしていただきたいと思います。

急速に少子化が進行している中で議論を極端に長引かせることは、こどもたちや地域及び行政にとってマイナスの影響がとても大きいと考えます。そこで、今後、統合に関する議論を進めるとなった場合、検討委員会などへ諮問をする前に、しっかりと人口など、今後の江田島市の行政、財政のデータや人口などのデータを示し、教員の確保の難しさなど様々なデータを示して、教育委員会のほうがしっかりと方針を示した上で、小中PTAや小学校へ入学前の保護者、児童生徒を対象とした学校の在り方に関するアンケートやワークショップなどを行って、その議論が始まるスタート時点から保護者やこどもたち当事者に参加して意見を出していただけるような取組をしてみてはどうかというところですけど、どうでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 今後の統合に関する議論の進め方についての御質問です。

この学校の適正配置については、全国的な課題であります。様々な取組の事例もございます。例えば地域の自治組織等の主体的な検討の結果を踏まえて、教育委員会が学校統合の検討を始めるという方式や、地区全体における学校規模適正化の大まかな方向性を示した上で学校同士の組合せや配置など具体的なプランについては、保護者や地域住民から成る地域の検討委員会の検討に委ねる方式を確立している例もございます。

今後につきましては、議員から先ほど御提案いただいた取組や全国的な様々な事例を参考にしながら、取組について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 本当、全国的な課題となっています。どこの地域でもデリケートな問題で、なかなか進みにくく、学校の適正配置というのは全国的にも進んでいないという状況があります。ぜひ納得感のある形となるように取り組んでいただきたいと思います。

同じ広島県の安芸高田市の学校規模適正化推進計画というのが、とてもいい計画を立てられて進められていますので、ぜひこれも研究材料として見ていただきたいと思います。

ここまで、学校規模適正化について質問させていただきました。令和6年3月の年齢別人口統計によると、少し6歳まで発表させてください。ゼロ歳が53人、1歳が62人、2歳が85人、3歳が83人、4歳が81人、5歳が73人、6歳が119人と、6歳以降から100人を切っている状況です。単純にこの子たちが現小中学校へ入学したことを考えると、現在の児童生徒数よりも恐らく半分ぐらいの規模になるんじゃないかと考えられます。したがって、お答えいただきましたような学校運営上の課題が特に顕著になってくるということが考えられます。

こどもたちの未来のために、保護者の方をはじめ、地域の皆様、そして行政、私たちが一体となって江田島市においての今後の学校の在り方と、それに伴う地域の在り方、

姿を一緒になって考えていき、こどもたちにとってよりよい教育環境となるように願って、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、1番 宮下議員の一般質問を終わります。

5番 美濃英俊議員。

○5番（美濃英俊君） 5番、尽誠会、美濃と申します。皆さん、ちょっと暑くないですか。大丈夫ですか。いや、先ほどからこの温度が朝は寒かったり、昼になったらちょっとあったかいなって僕は感じ取ったので、一応ちょっと確認させていただきました。

本日、私の質問事項に関しまして、今からお話しさせていただきます。私は本日、江田島市農業振興ビジョンについて、あともう1項目、江田島市の自然環境に対するビジョンについて、本日お伺いいたします。

このたび、本年度、産業部において水産振興ビジョンと農業推進ビジョンと満期というか、来年改定に向けて動き始めるんですけれども、このたび農業振興ビジョンについて伺うことになったのは、うちの父がずっとかんきつを作っておりまして、身近な部分かなと思って、そちらのほうでお伺いさせていただきます。

質問内容でございますが、江田島市農業振興ビジョンが2024年までとなっており、本年でございます。先日6月3日には、次期に向けて検討委員会も始まっております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、様々な課題がある中で、江田島市の農業振興ビジョンで達成できたこと、できなかったことは何でございましょうか。

2、本年度、販売促進を目的に地域振興施設の計画が300万円という形で予算に上がっております。目的を達成するには厳しい予算ではないかなと思って、予算委員会でも質問したところではございますが、その後の計画の進捗状況をお伺いいたします。

3、農業振興ビジョン、水産振興ビジョンと、自然が相手の農業、水産業のビジョン策定の時期を迎えております。海洋プラスチックごみやゼロカーボンシティ宣言を明記した第2次江田島市環境基本計画も併せて進めることができるような振興ビジョンを考えてみてはいかがでしょうか。

以上、2項目3点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 美濃議員から、2項目3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの江田島市農業振興ビジョンについてでございます。1点目の江田島市の農業振興ビジョンで達成できたこと、できなかったことはとのお尋ねでございます。

本市では、農業の持続的な発展、地域の活力向上を図るため、平成29年3月に江田島市農業振興ビジョンを策定し、令和6年度までの8年間で実施する農業振興施策に関する基本方針を定めました。このビジョンでは、地域特性を生かした農業を実現するため、1つ目に、多様な担い手の育成、2つ目に、農業の収益性向上、3つ目に、農業農村資源の活用と保全など、三本の目標を掲げ、その主な取組として、新規就農者の育成

研修、農業関係団体や有害鳥獣防除策への補助金交付など、各種施策を進めてまいりました。

ビジョンでは、これらの各種施策の効果を検証するための評価指標を定めておりますので、その指標に基づいて達成できたことをお答えさせていただきます。

まず、1つ目は、キュウリの共同出荷量についてでございます。

目標値であります年間600トンに対して、実績が613トンとなっており、目標をクリアすることができました。

2つ目は、新規農業参入の企業数についてであります。

こちらも目標値である7社に対して、新規参入は7社となっており、目標を達成しております。

3つ目は、キュウリや花の研修修了者の人数についてであります。

目標値である12名に對しまして、昨年度末の時点で11名となっており、おおむね目標を達成しているものと考えております。

続いて、残念ながら目標を達成できなかったことについてお答えいたします。

1つ目は、認定農業者の確保についてであります。

計画期間内に新たに4経営体が増加しました。しかしながら、それを上回る7経営体が減少したため、計画策定時に22あった経営体から3つの経営体が減少をしていることとなります。この減少要因については、高齢化による離農であると分析しております。

2つ目は、担い手への農地集積面積についてでございます。

目標値である5.7ヘクタールに対して4.2ヘクタールにとどまっております。今後、農地バンク制度を広く周知することで、農地集積による効率的な農業が営まれるよう努めてまいります。

3つ目は、有害鳥獣による被害面積と被害額についてであります。

平成29年の計画策定時には、年間6.58ヘクタール、約1,900万円の被害が発生をしておりました。これが昨年度においては、年間2.76ヘクタール、約1,300万円まで減少することができました。残念ながら、目標としておりました年間被害面積1.65ヘクタール、被害額744万円には届くことができませんでした。今後も、イノシシ110番による相談体制の強化や防除柵設置補助金の拡充などにより、有害鳥獣被害の減少に努めてまいります。

次に、2点目の地域振興施設計画の進捗状況はとのお尋ねでございます。

今年度、JAひろしま、観光協会、商工会などで構成する江田島市6次産業化・地産地消推進協議会が主体となり、大柿町飛渡瀬にあります江田島アグリセンターの一部を活用し、本市の農水産物や加工品などの販売促進や新たな交流の場となる地域特産品販売所の開設を目指しております。その準備費用として、当初予算に施設改修費や陳列棚などの購入費用として300万円を計上させていただきました。

現時点のスケジュールとしましては、今月中に江田島アグリセンターの移転を済ませ、その後に施設の一部改修を経て、今年秋頃のオープンを目指して取り組んでいるところでございます。

なお、地域特産品販売所の運営は、江田島市観光協会が担い、JAと連携することで

物販機能を充実させるとともに、観光コンテンツを充実させることで、「海辺の新鮮市場あまも」などとの連携を図り、新たな観光拠点としてにぎわいを創出していきたい、このように考えております。

さらに、商工会と連携をして、加工品の販売やテストマーケティングを行うなど、新たな商品開発にも取り組み、また隣接地でのイベントを開催するなど、販路拡大に向けた挑戦の場として活用をしていきたい、このように考えております。

次に、2項目めの江田島市の自然環境に対するビジョンについてでございます。

本市では、平成23年3月に江田島市環境基本条例を策定し、環境の保全に関する基本理念や市役所、市民の皆様、事業者の皆様の役割、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めております。この基本条例に基づき、現在、令和4年度に改定した第2次江田島市環境基本計画の下、1つ目には環境教育啓発、2つ目には海ごみ対策、3つ目は地球温暖化防止対策、これら三つを重点プロジェクトとして取組を進めているところでございます。

そのため、今年度末で計画期間が満了する農業振興ビジョンと水産振興ビジョンの策定に当たっては、それぞれの検討委員会において、第2次江田島市環境基本計画の重点プロジェクトを踏まえたものになるよう検討をまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 江田島市農業振興ビジョンでできたこと、できていないことをお伺いしました。御回答ありがとうございます。この回答について、またちょっと違った視点で改めて農業振興ビジョンについてお伺いしていこうかと思えます。

この農業振興ビジョンですが、サブタイトルが「復活！島の農業 地域特性を活かした農業の実現」といったもので、非常によくできた資料というか計画になっております。ただしかし、先ほど市長の答弁にもございましたように、達成できていないというような項目が結構あるのも事実でございます。

これから作成する第2期農業振興ビジョンに生かしていただきたい。また、環境が変わってますので、この後どういったふうに進めていくのかっていうのも新たに考えていただきたいという思いもありまして、市長の答弁にもございました、地域特性を生かした農業の実現のための三項目があります。多様な担い手の育成、農業の収益性向上、農業農村資源の活用と保全などという三つの目標に対する施策について、幾つかお伺いしていきます。

まず、多様な担い手の育成についてお伺いたします。

この項目について、重点項目として、農地流動化システムの確立を政策に掲げられております。これは広報えたじまにも記事が載っていたので御覧になった方、皆様の御記憶ある方がいらっしゃると思いますけれども、先ほど市長の答弁にもございました、現在、取り組み中の農地バンクについてお伺いたします。

農業委員会で実施する農地バンクというふうに市長の答弁の中ではありましたが、この計画の中においてというのは、推進主体は市というふうになっております。計画の変更ということかもしれませんが、その辺りの説明をちょっとお伺いたします。あ

と併せて、現在の進捗状況をお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 農業委員会で実施する農地バンクについてのお尋ねです。

農業委員会は市から独立した行政委員会ですが、事務は市の職員が兼任する行政機関として、市と一体的に農地流動化の推進に取り組んでおります。江田島市版農地バンク制度は、市の農林水産課と農業委員会が連携し、昨年度末、試験的に運用を開始いたしました。

現在の進捗状況については、まず、農業委員会が遊休農地と判定した農地のうち、所有者に農地の利用意向を確認し、貸してもよいとの意向があった農地の中から、まず江田島町宮ノ原地区の農地一筆を対象として耕作希望者を募りました。本年3月末日から募集を始めたところ、5月末には新たな耕作者が決まるなど、制度の周知を図ることで成果が期待できることから、現在は次の農地の選定を進めているところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） なるほどです。つまり、市も一体となって、この農地バンクは取り組んでいらっしゃるということでよかったですね。

それで、今後の話ではあるのですがけれども、まだ今、進行中ということで、まだ決まっとるんかどうかよう分かんのですけれども、農地の情報収集、そういった発信とかはどのように進める予定でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 遊休農地などの情報は、農業委員9名及び農地利用最適化推進委員16名による農地パトロールや日頃の活動により情報収集を行っております。これらの情報は、毎月1回開催される農業委員会の場や農業委員と推進委員がお互い連携し、随時情報交換等を行っております。

集まった農地情報は、市の農業委員会事務局と農林水産課でも共有をしており、江田島市版農地バンク制度の対象とする農地については、広報誌やホームページなどで広く情報の発信を今後行ってまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） なるほど。今、部長が答弁されてる件なんですけど、恐らく大型農家、専業農家に対するところが大きな目的に感じておるんです。我々の世代、ちょうど親世代が農業をやってて、高齢化になったりして今後、畑どうしようかというような家庭が非常に多い。私の同世代のあたりで。そういった声をよく聞くので、小さい畑にはなるんですけども、そういった農地に関してもちょっと前向きに進めていただきたいなというのもありまして。

もう一点、あと農業振興に関するアンケートで、農地道水路の維持に必要なこととして、不在地主の農地の管理の必要性っていうのは最も多い数が上がっております。私の周りの小さい畑もそうですけど、そういったアンケートもございますので、空き家バンクのように窓口をつくることはできないものなのかなっていう点と、情報発信のほうも、

空き家バンクへの掲載も視野に入れてみてはどうかということをちょっとお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 農地を貸すことに関しては消極的な方もいらっしゃるのが現状ですが、江田島市版農地バンク制度について、現在試験的に運用をしている段階でございます。農地バンクに登録された全ての農地のあっせん管理をすることが、現実的には困難であることから、まだ多くの希望される農地を登録していない状況です。

当面は、農地バンクに登録された農地を確実に次の耕作者につなげていきたいと考えております。なお、先ほど御質問の空き家バンク等との連携につきましては、本制度の成果を見極め、今後の本格運用の際に併せて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 畑に憧れを持っていらっしゃる方も一定数おると思いますので、よりよい方法で周知できるようにお願いいたします。

続いて、農業参入企業による大規模農業の誘致として、沖美町でレモン造園の造成をされておりますけれども、進捗のほうをお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 県営沖地区柑橘団地造成事業の進捗についてのお尋ねです。

レモン栽培を希望しておられます株式会社鈴生の企業参入意向を受け、沖美町沖地区で約5.7ヘクタールの農地の集積を図り、今年度から造成工事に取りかかっております。現在、畑地区では造成工事を始めておりまして、それが終わりました今年度の末、令和7年3月頃からまず1回目の苗木を定植していく予定です。今後は、翌年7年度には是長地区、さらに翌々年度の8年度には岡大王地区の3か年計画で造成工事を順次進めてまいります。

引き続き、新たな農地の集積に向けて検討を進めていく予定としております。御協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 鈴生さんの木が植えられて、いよいよ始まるなという感じがしております。早く収穫が見たいなというところではございます。

続いて、農業の収益性向上として、施設野菜、キュウリ、トマトなどですね、あと花卉、菊、スイートピーなど、あとは果樹生産の生産維持拡大について取り組むことになっております。計画の上ではですね。高齢化での離農等もありますけれども、専業で従事されている方が多い分野ではございます。

以前は、3Fといった形でPR活動も多くされておりましたけれども、現在はPR活動が減っているように感じられるところではございます。現在の取組、または今後の方針などありましたら、お伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 農産物のPR活動についてのお尋ねです。

美濃議員、御指摘のとおり、以前は江田島町切串地区での地産地消まつりや、小用地区でのみなとオアシスなど、それぞれ各地域で農産物のPR活動が行われておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動が休止され、その後、活動が再開されていない地域があるなど、PR活動は減少しております。

新型コロナウイルス感染症も5類に移行したことから、今後は本市の農産物のPR活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。まずは、今年度、大柿町飛渡瀬で開設を目指しております地域振興施設をその場として活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） PRを今後ぜひよろしくお願い申し上げます。

ただ、地域振興施設に関してですけれども、こちら農業振興ビジョンにちょっと載っておるんですけれども、一般的な産直市場を想像されるんですよね。どちらかという少量多品目、そういった振興が主な狙いの施策になるのではないかなとは考えております。

農業振興計画に掲げております農業の収益性向上、先ほど申しあげましたキュウリや花、トマトなどですけれども、そういった課題においては、まず現在専業の多いところですね、そういったところをもうちょっと重点的にサポートする必要があるんじゃないかなと考えております。

そこで、生産量だけでなく、収入面も維持ができない限りは今後の継続は難しいのではないかと考えておるんですけれども、いかがでしょうか。収益性向上の取組として、何か市のほうでサポートできることはないでしょうかということで、例えば今取り組んでいるところと言うと、給食への活用などありましたら、ちょっとお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 収益性向上のための取組に対する本市のサポート体制につきましては、まずは、平成24年度から行っているキュウリと花の新規就農者研修制度、ビジョンにも掲げておりますけど、この制度の充実や、収益性や生産性向上のための農業ハウスに係る設備投資への支援、また現在、沖美町の沖地区で進めております県営沖地区柑橘団地造成事業において、レモンの栽培を希望している企業参入をサポートするなどに取り組んでおります。

次に、給食への活用につきまして、できるだけ活用する方向で取り組んでおりますが、昨年度の実績では、江田島市産のキュウリ、サツマイモ、トマト、イチゴなどを合計30回程度、給食に供給しております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。先日前お尋ねしたところ、給食へはなかなかハードルが高いというお話もいろいろ聞かせていただいておりますけれども、今後、努力のほうをよろしくお願いいたします。

今後の取組としては、私もばったした提案はないのですけれども、江田島市農業振興

ビジョンにおけるアンケート調査を見たところ、後継者について未定、そういったのが7割もいらっしやると。また、農業振興に期待することとして、所得が得られる農業維持というところが最も多い得票となっております。

つまり、所得をどうやって我々も維持してもらっていかってところではあるのですが、それが維持やさらに発展させることができれば、後継者にもつながるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

キュウリと花の新規就農者制度についても、実質、でも生活が困難でなかなか定着ができないという話も伺うことがあるので、いま一度、所得を上げるためにどのような施策が必要なのか、みんなで知恵を出し合う必要があるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 議員、仰せのとおり、昨今の資材や燃料費の高騰などにより、農業で生活していくことは大変厳しい状況にあるということは認識しております。

今年度、農業振興ビジョンの改定を進めておりますが、その中で売上高向上に向けた販路拡大のための取組や、コスト縮減に向けたIT技術の活用などにより、トータル農業所得向上のための施策について、県、JAなどの関係者と共に更なる検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ぜひ前向きに皆さんの知恵を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、3つ目の柱となります、農業農村資源の活用と保全の取組。その中に市長ができなかったこととして上げている有害鳥獣被害防止対策の強化があります。

こちらに関しては、同じ会派の岡野議員が、例年12月に議会にて細かく質問していますので細かい質問はしませんが、これ農業のビジョンにも書いてあるんですが、良好な農業生産環境の保全というところが一番下の基礎になつとるんですね。

そこで、その基礎があって、多様な農業者による生活活動の実現とつながる。そんな書き方になっております。いま一度、鳥獣害対策に対する今後の方針をお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 有害鳥獣被害防止対策についてのお尋ねです。

本市では、第6期江田島市鳥獣被害防止計画に基づいて、地域を主体とした防除、環境改善、捕獲の一体的な取組の総合防除を柱とした取組を進めていく方針としております。具体的には、防除柵等の設置に対する補助や、イノシシの寄りつかない集落づくり活動への支援、また捕獲に対する報奨金の交付などを継続的に実施していくことで、結果、良好な農業生産環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） この中で、どれぐらい農業をやられたことがある方がおるか

分からんのんですけれども、農業する人にとって、結局、収穫時期になって、イノシシとかの被害を受けるということはどれだけきついか。メンタルに非常にきついということのを改めて理解してほしいということ。そういったことを念頭に置いた上で、きっちりとした対応をお願いしたいと思います。

続いて、地域特産品販売所の計画について、ちょっと再度お伺いいたします。

これ多分、計画の中でも読み解くと、少量多品目農産物の生産物の促進事業として開設に至っておるといような書き方になっております。その中で、江田島市6次産業化・地産地消推進協議会というものが主体になって進行を進められておるという話でありましたけれども、その中で、江田島市というものはどういう立場になられるんでしょうか。私が計画を見る限り、運営が軌道に乗るまで市の伴走がしっかり必要なのじゃないかなとは思っておるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 地域振興施設についてのお尋ねです。

江田島市6次産業化・地産地消推進協議会は、市とJAひろしま、観光協会、商工会などで構成される任意の団体で、地域振興施設を運営していくための推進主体として当協議会を位置づけております。協議会は、構成員それぞれが役割分担を担い、合議体として事業を推進していく組織ですが、当該JAから借り受ける当施設の運営主体は、一般社団法人の江田島市観光協会が担い、市は協議会のメンバーの一員として他の協議会メンバーと共に全面的に支援をしていく予定としております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） それでは、今の地域特産品販売所が開設された後のことではございますけれども、江田島市6次産業化・地産地消推進協議会という会のその後の活動はどのようになるのかということをお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 施設開設後の協議会の活動のイメージですけれども、施設内では、農水産物や特産品の販売、観光情報の発信を行ってまいります。また、商工会と連携し、加工品の販売やテストマーケティングなどを行うなどして、新たな商品開発も含めた販路拡大などの挑戦の場とすることも、市長答弁のとおり考えております。

将来的には、隣接する広い敷地ですね、資材センターの裏にある広い敷地を活用し、観光バスやカキ小屋の誘致、自治会や女性会、健康づくり推進協議会などによる集客イベントの開催、そして「海辺の新鮮市場あまも」や「ゆめタウン江田島」とも連携を図り、本市の観光拠点となることを目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 趣旨や目標とするところは承知いたしました。

ただ、僕が懸念しとるのは、観光における一方、そういったように趣旨はすばらしいのになかなか進まない。年1回の会議であるとか、現場とうまいコミュニケーションが取れてない。なかなかそういったことになって、機能不全が起こっているような状況な

んですけれども、そういったことが起こらないような仕組みづくりをしなければいけないのではないかなと思います。

そういった江田島市6次産業化・地産地消推進協議会は施設開設後、どれくらいのスパンで会議等の開催をお考えなのかっていうこともお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 江田島市6次産業化・地産地消推進協議会は、総会を除きまして年何回開催と決定しているわけではなく、協議する内容があれば必要に応じて会議を開催し、施設の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

今後は、施設の改修やオープンに向けた取組、各メンバーの協力体制など、協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。また、施設開設後におきましても、年間のスケジュール等を事業計画、施設の活用や各メンバーの実施する事業などを踏まえ、調整や協力体制について確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 了解しました。ぜひもう本当に盛り上げるように取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、この団体にはオリーブ関連の団体は入ってらっしゃいますでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 議員、御指摘のとおり、現時点で江田島市6次産業化・地産地消推進協議会のメンバーに、オリーブ関連団体は入っておりません。創設時に入っていない関係ですけれども、しかしながら、オリーブは本市が官民一体となって推進している事業であることから、今後はオリーブ関連団体の参画も必要であると考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） オリーブ関連団体が入るのが必然かと思います。ちなみに、オリーブ事業については、昨年度、会派で小豆島に視察に行って、岡野議員が詳細に質問しているので、この場ではちょっと質問しませんが、農業振興ビジョンと併せて、別立てでオリーブ振興ビジョンというのも改定になっています。やはり別途で制作される予定なんでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 今年度、農業振興ビジョンの見直しと併せ、オリーブ振興計画も見直しを行う予定となっております。また、オリーブは農業振興ビジョンのオリーブ部門の実施計画と位置づけていることから、別途の策定を行います。

なお、農業振興ビジョン本体の検討委員会のメンバーに、今回オリーブ関係者として江田島市オリーブ振興協議会の会長に参画をいただいています。引き続き、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○５番（美濃英俊君） 希望ではあるんですけども、ぼちぼちオリーブも農産物の一つです。だから、農業振興計画の中に、キュウリ、花、オリーブぐらいになるような形で取り組んでいただければと思っております。

最後になりますけれども、江田島市農業振興ビジョンと第２期江田島市水産振興ビジョンの策定に向けた検討の中で、第２次江田島市環境基本計画の重点プロジェクトを踏まえた検討をいただけるというような回答ではあったんですけども、これはしっかり横の連携を組んでやっていただきたいなというのが大きな思いです。

結局、これあした、上本議員が話されるということなんであれなんですけど、海ごみ対策を挙げられておりますけれども、やっぱり水産物はどうしても漁業の助けも必要になってくると思います。

また、ＳＤＧｓの１７の目標の中で、１３番の気候変動に具体的な対策を、そういったものや、１４番の海の豊かさを守ろう、１５番の陸の豊かさも守ろう、もうどんぴしゃな課題だと思うんですね。そこも踏まえて進めていただければなと思っております。本当、環境基本計画に関しましては、農業従事者や漁業従事者の協力なくしては成り立たない部分がありますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、５番 美濃議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（酒永光志君） お諮りします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

なお、２日目は明日午前１０時に開会しますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 １５時３３分）